

番号	めざす姿	重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課
1	男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会	1	(1)	①	1	幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等職員の男女共同参画についての意識づくり	幼稚園、保育所の職員に対し様々な方法で男女共同参画に関する意識啓発を行うことにより、職員の男女共同参画に関する理解を深める。 また、保育所自己評価において男女平等意識の確認を行う。(公立)	公立保育園の園長会を通じ、日頃の園運営の中で公立保育園職員への男女共同参画に関する意識啓発の実施を依頼し、男女共同参画に関する理解の促進に努めた。また、「性差への先入観による観念や役割分業意識を植え付けられないように保育の中で配慮する。」ことを公立保育園の自己評価項目に設定し、男女平等意識の確認をおこなった。	私立保育園に対し、機会をとらえて、男女共同参画に関する研修やパンフレットについて周知した。	B	継続	-	公立保育園の園長会において、男女共同参画課が主催する研修会等の周知をし、参加率を高める等、男女共同参画に関する理解の促進に努める。	幼稚園、保育所の職員に対し様々な方法で男女共同参画に関する意識啓発を行うことにより、職員の男女共同参画に関する理解を深める。 また、保育所自己評価において男女平等意識の確認を行う。(公立)	保育幼稚園課
						幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等職員の男女共同参画についての意識づくり	児童館、学童保育所職員に対し男女共同参画に関する意識啓発を行う。 ①児童館職員に適宜、男女共同参画に関する理解を深めるための研修を実施する。 ②学童保育所指定管理者に対し、業務仕様書で男女雇用機会均等法等に基づき業務をするよう定め、職員へ意識啓発を促す。また、学童保育所指導員に対し理解を深めるための研修を実施する。	児童館、学童保育所職員に対し男女共同参画に関する意識啓発を行った。 ①児童館長に対し、男女共同参画に関する理解を深めるための研修を実施した(13人参加)。なお、館長より各職員へ意識啓発を促した。 ②学童保育所指定管理者に対し、業務仕様書で男女雇用機会均等法等に基づき業務をするよう定め、職員へ意識啓発を促した。また、学童保育所指導員に対し理解を深めるための研修を実施した。	-	B	継続	-	児童館、学童保育所職員に対し、男女共同参画に関する理解を深めるための研修を継続して実施することで、男女平等と男女共同参画の意識づくりに寄与する。	児童館、学童保育所職員に対し、男女共同参画に関する理解を深めるための研修を継続して実施する。	児童青少年課
						教職員の男女共同参画についての意識づくり	学校における男女共同参画の推進を図り、男女平等の視点に立った教育を推進するため、学校長を始めとする教職員が男女共同参画の理念を深く理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、研修を充実させる。 【主な働きかけ】 ・夏季教員研修、各職層研修等において、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を目指した研修を計画、実施する。 ・男女共同参画の理念、ジェンダー(社会的性差)の定義や規定についての教職員研修を複数回実施する。	各種職層研修において、男女共同参画の重要性について、継続的に指導を行った。 【主な働きかけ】 ・夏季教員研修において、「人権と課題「女性」「子ども」中心に」についての研修を行った。 ・各職層研修等において、人権の尊重、男女の平等など、相互理解・協力についての指導の充実を目指した研修を実施した。	-	B	継続	-	教員に対して、男女共同参画をはじめとした人権意識は指導者として常にもち続けることが大切である。そのため、研修を通して計画的に意識を育成していきたいと考える。 ・人権教育推進委員会において人権課題「女性」「子ども」を取り上げるとともに、各職層研修においても取り上げることで、教員の意識の向上を図る。 ・より多くの研修において、男女共同参画について取り上げ、教員の意識の向上を図る。	各種職層研修において、男女共同参画の重要性について、継続的に指導を行う。 【主な働きかけ】 ・夏季教員研修において、「人権と課題「女性」「子ども」中心に」についての研修を行う。 ・各職層研修等において、人権の尊重、男女の平等など、相互理解・協力についての指導の充実を目指した研修を実施する。 ・男女共同参画の理念、ジェンダー(社会的性差)の定義や規定についての教職員研修を複数回実施する。	指導課
						男女共同参画の視点に立った学校教育の実施	学校教育の場において、あらゆる場面で、男女共同参画の視点に立った指導を行い、知識に基づき行動できる児童・生徒の育成に努める。東京都教育委員会が作成する『人権教育プログラム(学校教育編)』等を活用し、学校教育活動全体を通して、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図るとともに、自立の意識を育む教育、一人一人の個性や能力を尊重し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進する。 ①「特別の教科 道徳」や特別活動について適正な指導計画立案に向けた指導助言を行う。 ②進路指導、性に関する指導について、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、生徒一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられる指導が行えるよう、指導助言を継続的に行う。	①市立小・中・義務教育学校において、「特別の教科 道徳」や特別活動の年間指導計画に男女平等について位置づけ、計画的な指導を実施し、児童・生徒の意識の向上を図った。 ②進路指導、性に関する指導について、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、生徒一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられる指導が行えるよう、指導助言を行った。	各学校が計画的に指導を実施することができるようにするために、教科書を活用した年間指導計画を示したりした。	B	継続	-	「特別の教科 道徳」や特別活動の授業、進路指導及び性に関する指導については、今後も男女共同参画の視点に立った指導を行っていく。	学校教育の場において、あらゆる場面で、男女共同参画の視点に立った指導を行い、知識に基づき行動できる児童・生徒の育成に努める。東京都教育委員会が作成する『人権教育プログラム(学校教育編)』等を活用し、学校教育活動全体を通して、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図るとともに、自立の意識を育む教育、一人一人の個性や能力を尊重し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進する。 ①「特別の教科 道徳」や特別活動について適正な指導計画立案に向けた指導助言を行う。 ②進路指導、性に関する指導について、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、生徒一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられる指導が行えるよう、指導助言を継続的に行う。	指導課
						男女共同参画の視点に立った講座等の実施	市民の男女平等意識を醸成し男女共同参画の推進を図るため、八王子学園都市大学「いちよう塾」において、固定的性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための講座を実施する。 そのために、大学コンソーシアム八王子加盟校に講座提供の依頼をするとともに、各加盟校に受講者にわかりやすいタイトル付けを依頼するなど、受講者数の確保に向けた取り組みを行う。 また、託児サービス付きの講座を実施することで、男女共同参画推進のための意識啓発へ向けて取り組んでいく。	学園都市大学「いちよう塾」の開講にあたっては、大学コンソーシアム八王子加盟25大学等の学長宛に科目提供依頼を行っており、その中で男女共同参画に関する理解を深めるための講座の提供を依頼している。令和元年度(2019年度)開講講座では各大学等から講座の提供がなかったため、実施することができなかった。 一方、託児サービス付きの講座は全308講座のうち83講座提供することができ、男女共同参画推進のための意識啓発を図った。	平成30年度(2018年度)に男女共同参画に関する理解を深めるための講座の提供がなかったため、令和元年度(2019年度)においても繰り返し講座の提供を依頼した。	B	継続	-	引き続き、大学コンソーシアム八王子加盟校に八王子学園都市大学「いちよう塾」での男女共同参画に関する理解を深めるための講座の提供を依頼していく。 また、今後は男女共同参画を専門分野とする講師へ個別に依頼をするなど、講座開講に向けた取り組みの検討が必要である。	市民の男女平等意識を醸成し男女共同参画の推進を図るため、八王子学園都市大学「いちよう塾」において、固定的性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための講座を実施する。 そのために、大学コンソーシアム八王子加盟校に講座提供の依頼をするとともに、各加盟校に受講者にわかりやすいタイトル付けを依頼するなど、受講者数の確保に向けた取り組みを行う。 また、託児サービス付きの講座を実施することで、男女共同参画推進のための意識啓発へ向けて取り組んでいく。	学園都市文化課

番号	めざす姿	重点課題	施策	実施の方向	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課				
6	男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会	1	(2)	③	4	男女共同参画の視点に立った講座等の実施	①男女共同参画の理解を深めるための啓発講座等の実施 ②自主活動グループの育成 ③託児サービスの実施 ④女と男のいきいきフォーラムの開催	①・八王子市男女共同参画都市宣言20周年記念事業の一環として、男女共同参画週間記念講演会「心をほぐすストレッチ～笑顔で明日を迎えるために～」を開催 参加者158名 ・啓発講座 3講座を実施 参加者のべ110名 ②登録団体チャレンジ企画支援事業「パパと一緒に工作与楽しい昔遊び」講座 参加者30名 自主活動グループ1グループ結成 ③ほっとタイムサービス 利用児童のべ642名・利用保護者数のべ576名(ほっとタイムサービス以外時を含む) ④第29回女と男のいきいきフォーラム八王子「子どもと一緒に学んで遊ぼう！～楽しい今日を明日につなげる～」参加者44名	講座等の開催にはチラシ・ポスターを作成し、市施設のほか、商業施設に対しても配架及び掲示を依頼して周知を行った。	B	継続	-	男女共同参画に関する理解を深めるための講座を継続して開催する。なお、申込者が定員に達していない講座については、より効果的な周知方法を検討する。 講座の開催のほか、情報紙の発行やパネル展の開催により、男女共同参画に関するさらなる周知啓発を図る。	①男女共同参画の理解を深めるための啓発講座等の実施 ②自主活動グループの育成 ③託児サービスの実施 ④女と男のいきいきフォーラムの開催	男女共同参画課				
7						男女共同参画の視点に立った講座等の実施	男女共同参画課とより一層の連携を深め、共催講座を実施するなど、男女共同参画の視点に立った講座を引き続き実施し、参加者の理解を深める。 また、働く男女が講座等に参加しやすい環境を整える。	・男女共同参画の視点に立った講座を実施した。(男女共同参画課との共催講座) ①母と娘で学ぶ、女の子のからだの変化と月経のお話 ②思春期の男の子のココロと身体の変化のお話 講座数 17 延べ講座受講者数 549人 講座アンケートの満足度 89.6% ・夜間、土日曜日、休日に開催した講座(働く男女が講座等に参加しやすい環境として) 延べ受講者数 3,620人 ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、15講座を中止	前年度と同様に、男女共同参画課とより一層の連携を深め、共催講座を実施するなど、男女共同参画の視点に立った講座の充実を図り、参加者の理解を深める。また、働く男女が講座等に参加しやすい環境を整える。	B	継続	-	これまでの取り組みを継続して実施するとともに、男女共同参画課と連携した事業実施をさらに拡充することにより、市民への周知・啓発効果を高めていく。	すでに決定されている事業を含めて、新型コロナウイルス感染症に伴う今後の社会の動向を踏まえ、事業の開催内容や方法等を検討していく。	学習支援課				
8						めざす姿1	1	(2)	④	5	男女共同参画に関する情報の収集と提供	①男女共同参画週間(6/23～6/29)に、八王子駅南口総合事務所内でのパネル展の実施や図書館における関連図書コーナーを設置した。 ②ホームページや広報に、男女共同参画に関する情報や講座の情報を掲載した。 ③男女共同参画情報紙「ばれっと」全戸配布(発行部数282,495部) ④「男女共同参画センターだより」を年3回発行し、市内各施設で配架した。 ⑤資料情報コーナーに女性情報誌や他市の事業計画など様々な資料を配架した。	八王子市男女共同参画都市宣言20周年記念事業に関するイベントについて、パネル展示やばれっと、センターだよりで取り上げることで、男女共同参画事業をより広く周知した。 また、庁内の所管が実施するイベントを活用し、男女共同参画に関するパネル展示や計画の冊子等の配付など、多くの方に男女共同参画に関する意識啓発と情報提供を行った。	B	継続	-	男女共同参画に関する理解をさらに深めていくには継続的な取組が必要とされるため、今後も情報提供を行い、市民の意識改善につなげていく。	①男女共同参画週間にあわせてパネル展を実施する。 ②ホームページや広報を介して男女共同参画及び講座の情報提供を行う。 ③男女共同参画情報紙「ばれっと」を広報に折りこみ、全戸配布する。 ④「男女共同参画センターだより」を年3回発行し、市内各施設で配架する。 ⑤資料情報コーナーによる情報提供を行う。	男女共同参画課
9						1	(2)	④	5	男女共同参画に関する情報の収集と提供	①市内全図書館において、男女共同参画に関する蔵書の充実と男女共同参画に対する理解を深めるための情報提供を継続して行うことにより、市民の男女平等意識を醸成する。 ②平成30年度に引き続き、男女共同参画週間にあわせて市内全館において「男女共同参画週間テーマ展示」を行う。関連図書を目立つ場所に見やすく展示し、貸出しすることで、図書館利用者への意識啓発を行う。 ③関連所管との連携を図り、関連所管のパンフレット等の配布やホームページの掲載により周知を進める。	①男女共同参画に関する蔵書の充実をはかり、市民の男女平等意識の醸成に努めた。 ②男女平等参画週間にあわせ、市内全図書館において「男女共同参画週間テーマ展示」と題し、関連図書を目立つ場所に見やすく展示し、貸出しすることで、図書館利用者への意識啓発を行った。全館で366冊展示し、194冊の貸出しを行った。 ③関連所管との連携を図り、関連所管のパンフレット等の配布やホームページの掲載により周知を行った。	-	B	継続	-	①男女共同参画に関する蔵書の充実を図り、市民の男女平等意識の醸成に努める。 ②男女平等参画週間にあわせ、市内全図書館において「男女共同参画週間テーマ展示」と題し、関連図書を目立つ場所に見やすく展示し、貸出しすることで、図書館利用者への意識啓発を行う。 ③関連所管との連携を図り、関連所管のパンフレット等の配布やホームページの掲載により周知効果を高める。	中央図書館 6/10～7/13 生涯学習センター図書館 6/3～7/7 川口図書館 6/1～6/30 南大沢図書館 6/16～7/13 ※当初予定であり、休館の状況により変更の可能性あり	図書館
10						1	(2)	⑤	6	職員研修の充実	市職員を対象とした、男女共同参画に関する理解や認識を深めるための研修を実施する。	①職員研修「LGBT職員研修～多様な性についての理解と対応～」参加者73名 ②DV被害者サポートに関わる窓口職員・関連職場職員研修「DV・デートDVの二次被害を防ぐために」参加者118名	「多様な性」をテーマとして、当事者に対する理解と対応についての研修を行った。アンケートの結果では、満足度84%を達成した。	B	継続	-	今後も継続して研修を実施し、職員の男女共同参画に関する意識の醸成を図る。	市職員を対象とした、男女共同参画に関する理解や認識を深めるための研修を実施する。	男女共同参画課
11						1	(2)	⑤	6	職員研修の充実	市職員の男女共同参画に関する理解や認識を深めるために、東京都市町村職員研修所で実施の「男女共同参画社会形成研修」に入庁2年目(46名の予定)の職員を派遣する。	「男女共同参画社会形成研修」受講者 39名	-	B	継続	-	引き続き「男女共同参画社会形成研修」に職員を派遣する。	市職員の男女共同参画に関する理解や認識を深めるために、東京都市町村職員研修所で実施の「男女共同参画社会形成研修」に職員を派遣する。(32名予定)	職員課

番号	めざす姿	重点課題	施策	実施の方向	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課	
12	男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会	1	(2)	⑤	7	職員に向けた情報提供の充実	①全職員を対象にeラーニング研修を実施し、男女共同参画に関連する事項についての知識を習得してもらう。 ②新人職員研修において、男女共同参画に関するアンケートを実施し、意識付けを行う。	①職員eラーニング研修「DV(ドメスティック・バイオレンス)基礎研修」2,859名 ②新規採用職員研修での男女共同参画に関するアンケートの実施 実施人数92名	新規採用職員研修でのアンケート集計結果を活用し、職員としての意識の希薄がみられるDVIに関して意識づけを行うため、DV被害者サポートに関わる窓口職員・関連職場職員研修の対象に新規採用職員を含めて実施した。	B	継続	-	eラーニング研修は、今後も社会情勢に適したテーマを選定し、継続して実施する。 また、新規採用職員研修でのアンケートについても、集計結果を活用し、男女共同参画に関する意識が希薄しているテーマを職員研修で取り上げていく。	①全職員を対象にeラーニング研修を実施し、男女共同参画に関連する事項についての知識を習得してもらう。 ②新人職員研修において、男女共同参画に関するアンケートを実施し、意識付けを行う。	男女共同参画課	
13		1	(3)	⑥	9	附属機関等への女性の登用推進	附属機関等における女性の参画率を上げるため、委員等の改選時等を行う事前協議でのヒアリングで女性の登用について、所管課から関係機関へ働きかけをするように伝える。また、所管課へ選任方法等について助言を行う。	附属機関等の委員等の改選時等に当たっての事前協議において、女性の参画率が目標である50%に満たない所管課に対しヒアリングを実施し、選任方法等について助言を行い、女性の登用について所管課から関係機関等へ働きかけるよう伝えた。 ・事前協議件数 26件	-	B	継続	-	女性の参画率は平成29年度は33.8%、平成30年度は33.1%、令和元年度は34.3%と、ほぼ横ばいの状況が続いている。 今後も方向性を検討しながら継続的に全庁に向け意識啓発や情報提供を行っていく。	附属機関等における女性の参画率を上げるため、委員等の改選時等を行う事前協議でのヒアリングで女性の登用について、所管課から関係機関へ働きかけをするように伝える。また、所管課へ選任方法等について助言を行う。	男女共同参画課	
14		めざす姿1	1	(3)	⑥	9	附属機関等への女性の登用推進	平成28年度に導入した市民委員等公募制度は、附属機関・懇談会等の委員・参加者の公募において、無作為抽出した市民に案内文を送付し、同意の返信があった市民を「市民委員等候補者名簿」(以下「名簿」とする。)に登録して附属機関・懇談会等の委員・参加者の改選時等に就任を依頼するものであり、現在第2期目を運用中である(任期:平成30年(2018年)6月1日～令和2年(2020年)5月31日)。第2期名簿に登録されている女性の人数が少なくなったことから、令和元年度(2019年)6月から女性候補者を追加する予定であり、候補者を対象に本制度についての説明会及び、市の事業をテーマとしたワークショップを行う。 本制度の主な目的は以下の3点である。 (1)市政に潜在的な関心を持つ市民に参加のきっかけを提供し、市民参加のすそ野を拡大する。 (2)より市民感覚に即した意見を附属機関・懇談会等の議論を通して市政に反映する。 (3)これまで委員及び参加者の公募への参加が少なかった女性や現役世代の委員等を確保し、多様な意見を附属機関等の議論を通して市政に反映する。	令和元年(2019年)5月に無作為で抽出した女性500名に市民委員等候補者の追加募集の通知を送付し、そのうち32名から名簿登録への同意の返信があった。  また、同年7月には名簿登録者向けに市の市民参加の取り組みや本制度に関する説明会及びワークショップを行い、20名の参加があった。参加者からは、「初めてお会いした方と意見交換が出来て、とても良い時間になった。」「八王子が取り組んでいる事を、30年ほど住んで初めて認識した。」等の感想があった。  名簿登録者のうち、11名(男性2名、女性9名)の方が実際に市の会議の委員に就任、もしくは参加した。	令和元年度(2019年度)の募集は、女性候補者の追加募集であったため、募集の通知に「実際に委員に就任された女性の方の声」を掲載し、より身近な制度と感じられるよう工夫した。  また、各所管課の本制度を活用しての市民委員の公募を促進するため、全職員対象の「市民参加に関するeラーニング研修」や「広聴通信(庁内報)」で周知を図った。	A	継続	-	令和2年度(2020年度)以降も本制度を運用し、これまでの公募の方法では中々参加の少なかった女性を含めた、幅広い市民の参加を推進する。	令和2年度(2020年度)については、新たに第3期(任期:令和2年(2020年)6月1日～令和4年(2022年)5月31日)の市民委員等候補者を募集予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急事態宣言の発令により、今年度に限り第2期の任期を1年間延長する形での実見直しを検討中。	広聴課
15		1	(3)	⑦	10	市民に対する女性の参画の推進のための意識啓発と情報提供	政策・方針決定過程への女性参画の必要性を市民に向けて発信するため、以下の取り組みを行う。 ①男女共同参画センターで発行する情報紙「ばれっと」により女性の参画推進のための意識啓発や情報提供を行う。 ②女性情報誌の収集及び配架	①男女共同参画情報紙「ばれっと」に、八王子市の附属機関等への女性の参画状況を掲載した。(発行部数282,495部) ②資料情報コーナーに女性情報誌や他市の情報紙など様々な資料を配架し情報提供を行った。	令和元年度の「ばれっと」では、ジェンダー・ギャップ指数からみる日本の現状を取り上げ、「政治」・「経済」分野では日本の順位が低い状況であることを数値で分かりやすく示した。	B	継続	-	政策・方針決定過程への女性の参画については、意識啓発のための取組をより一層強化していく必要がある。今後も機会を捉えて、市民に向けて情報提供を行っていく。	政策・方針決定過程への女性参画の必要性を市民に向けて発信するため、女性情報誌の収集及び配架を行う。	男女共同参画課	
16		1	(3)	⑧	11	女性管理職登用促進のための意識啓発と人材育成	政策・方針決定過程に女性が参画することの必要性を理解し、昇進やキャリアアップへの不安を払拭するために職員研修を実施する。	①女性職員のためのキャリアデザイン研修(主任級) 参加者28名 ②女性職員のためのキャリアデザイン研修(主事級) 参加者24名 ※職員課共催	女性のためのキャリアデザイン研修(主事級)では、主査職を交えたランチセッションを実施するなどし、女性職員の昇進やキャリアアップへの不安解消を図った。	B	継続	-	女性管理職の登用を進めるため、効果的な研修の実施等を通して、今後も職員全体の意識改革に努める。	政策・方針決定過程に女性が参画することの必要性を理解し、昇進やキャリアアップへの不安を払拭するために、情報提供や職員研修等を実施する。	男女共同参画課	
17	1	(3)	⑧	11	女性管理職登用促進のための意識啓発と人材育成	①引き続き「女性職員のためのキャリアデザイン研修」を継続して実施するとともに、新たな研修等について検討する。また、女性職員の、業務における新たな取組みや挑戦を促すような、管理職からの働きかけを継続する。 ②採用者に占める女性の割合が向上するよう、女性受験者の増加を目的に、採用説明会へ積極的に女性職員を派遣する。	①「女性職員のためのキャリアデザイン研修」受講者 54名 昇任選考において、管理職からの働きかけを行うよう、通知を行った ②採用説明会女性職員派遣回数 4回  【参考】 ・主査職昇任における女性職員の受験率 令和元年度 女性2.4% (参考 男性9.7%) ・女性管理職の数 令和2年4月1日現在 26人 ・女性管理職の割合 令和2年4月1日現在 14.2%	-	B	継続	-	引き続き「女性職員のためのキャリアデザイン研修」を実施し、管理職からの働きかけ、採用説明会への女性職員の派遣を行う。	①引き続き「女性職員のためのキャリアデザイン研修」を継続して実施するとともに、新たな研修等について検討する。また、女性職員の、業務における新たな取組みや挑戦を促すような、管理職からの働きかけを継続する。 ②採用者に占める女性の割合が向上するよう、女性受験者の増加を目的に、採用説明会へ積極的に女性職員を派遣する。	職員課		

番号	めざす姿	重点課題	施策	実施の方向	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課		
18	男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる	1	(4)	⑨	12	災害対策に関する男女共同参画の意識啓発	防災に関する講座等を実施することにより、男女共同参画の視点に立った災害対策の必要性についての意識啓発を図るため以下の取り組みを行う。 ①男女共同参画の視点に立った防災に関するパンフレットを配架し、情報提供を行う。 ②男女共同参画の視点で考える防災講座を実施する。	①パンフレット「わたしを守る防災対策」の配架 ②講座「いざという時のために！知っておきたい男女の視点の防災術」参加者18名	講座では、災害時の避難所を想定したワークショップを実施し、女性や子どもに対する配慮の必要性など男女共同参画の視点を持った防災・減災についての意識啓発を行った。	B	継続	-	防災に関する講座等の実施を通して、男女共同参画の視点を持った災害対策についての意識啓発を継続して実施する。	防災に関する講座等を実施することにより、男女共同参画の視点に立った災害対策の必要性についての意識啓発を図るため以下の取り組みを行う。 ①男女共同参画の視点に立った防災に関するパンフレットを配架し、情報提供を行う。 ②男女共同参画の視点で考える防災講座を実施する。	男女共同参画課		
19						めざす姿1	1	(4)	⑨	12	市民が男女共同参画の視点に立った災害対策の必要性を理解し、災害発生時に実行できるようにする。 ①地域で行う防災訓練や出前講座などにおいて、防災に対する取り組みに女性の視点を盛り込むことの大切さや、避難所運営に男女が協力して携わることの重要性を伝える。 ②防災における女性の視点について啓発するパンフレットを配架する。 ③女性の発想を活かした防災ノウハウを掲載した「東京くらし防災」(東京都発行)を防災課や男女共同参画課の窓口のほか、市民センター、市民部事務所、図書館、体育館、保健福祉センター等で引き続き配布し、防災意識の啓発を行う。	①出前講座の実施 :出前講座14回、出前講座(ガイドブック)12回実施 ②女性の視点啓発パンフレットを当課窓口や男女共同参画課交流コーナーに配架した。また、必要に応じ出前講座で配布した。 ③女性の発想を活かした防災ノウハウを掲載した「東京くらし防災」(東京都発行)を防災課や男女共同参画課の窓口のほか、市民センター、市民部事務所、図書館、体育館、保健福祉センターで配布し、防災意識の啓発を行った。	令和元年度より新たな出前講座として「総合防災ガイドブックセミナー」を開講し、女性の視点について記載した項目を含めた。	-	現在の取り組みを継続しながら、防災への積極的な取り組みについて啓発を行っていく。	市民が男女共同参画の視点に立った災害対策の必要性を理解し、災害発生時に実行できるようにする。 ①地域で行う防災訓練や出前講座などにおいて、防災に対する取り組みに女性の視点を盛り込むことの大切さや、避難所運営に男女が協力して携わることの重要性を伝える。 ②防災における女性の視点について啓発するパンフレットを配架する。 ③女性の発想を活かした防災ノウハウを掲載した「東京くらし防災」(東京都発行)を防災課や男女共同参画課の窓口のほか、市民センター等で引き続き配布し、防災意識の啓発を行う。	防災課
20						めざす姿2	1	(4)	⑨	13	男女共同参画の視点に立った避難所運営マニュアルに基づいた訓練等の実施及び備蓄の充実	①女性視点に配慮し策定した避難所運営マニュアルに基づく訓練等を実施する。 ②プライバシー等に配慮した災害用備蓄物資を充実することにより、女性等の視点に配慮した防災対策を推進する。	①HUG(避難所運営ゲーム)や仮設トイレ設置など避難所開設・運営に関する防災訓練等を実施した。 ②防災倉庫にプライベート空間への配慮としての簡易更衣室や間仕切りといった災害用備蓄物資を備蓄することにより、女性等の視点に配慮した防災対策の強化を図った。	子育て世代を対象とした備蓄として、粉ミルクとは別に、液体ミルクを備蓄として購入した。	A	継続	-
21	男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	3	(5)	⑩	14	DVを防止するための意識啓発と情報提供の充実	DVについての認識を深め、防止するための意識啓発と情報提供を積極的に行う。 ①「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて講演会とパネル展を実施する。 ②DV防止のための出前講座を実施する。 ③「男女共同参画センターだより」にて情報提供を行う。	①「女性に対する暴力をなくす運動」週間(11/12～11/26)に合わせて、以下の取組を行った。 ・八王子駅南口総合事務所内でのパネル展の実施 ・「DVが子どもに与える影響～いま私たちにできること～」をテーマとした講演会を実施した。(参加者31名) ・図書館と子ども家庭支援センターと連携したテーマ展示の実施 ②八王子市立看護専門学校にてDV出前講座を実施した。(参加者39名) ③「男女共同参画センターだよりvol.45」にて、上記パネル展や講演会、関連図書及び配偶者暴力防止法の改正について情報提供を行った。	①について、DVと児童虐待の関連性を踏まえ、図書館・子ども家庭支援センター・男女共同参画課による「DVと児童虐待」をテーマにしたパネル及び関連図書の展示を行い、その防止に向けた情報提供を図った。 ③について、令和元年度は配偶者暴力防止法の改正があったため、「男女共同参画センターだより」にて改正内容について分かりやすくまとめた。	B	継続	-	配偶者等からのあらゆる暴力をなくすためには、いかなる理由であっても暴力は許されないという意識を社会全体で高めることが重要である。今後も積極的にDVを防止するための意識啓発と情報提供を行う。	DVについての認識を深め、防止するための意識啓発と情報提供を積極的に行う。 ①「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて講演会とパネル展を実施する。 ②DV防止のための出前講座を実施する。 ③「男女共同参画センターだより」にて情報提供を行う。	男女共同参画課		
22						めざす姿2	3	(5)	⑩	15	デートDVを防止するための意識啓発と情報提供の充実	①令和2年(2020年)3月18日、大学コンソーシアム八王子「大学等連携部会」において、男女共同参画課職員による学生向けデートDVパンフレットの配架の依頼及び出前講座についての情報提供を行った。(参加12校)なお、欠席11校へは資料を送付した。 ②大学コンソーシアム八王子加盟校のうち7校の新入生ガイダンスにおいて、計4,141名の学生に対してデートDVについての情報提供を実施した。 ③大学コンソーシアム八王子発行の新入生向け情報誌「BIG WEST」にデートDVについて掲載し、コンソーシアム加盟校の新入生に配布する。	②冊子で男女共同参画センターのホームページのリンク先を案内する際に、昨年度はURLの記載をしていたところをより利用しやすいQRコードの記載に変更した。	B	継続	-	今後も「大学等連携部会」での情報提供及び、学生一人ひとりにまで情報が届くよう、大学等にデートDVに関するパンフレット等の配架について依頼していく。 また、新入生ガイダンスについては、八王子市の紹介等の時間を設けていただくよう各大学等に働きかけ、より多くの学校にて新入生ガイダンスが実施できるように努力していく。

番号	めざす姿	重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課	
23	男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	3	(5)	⑩	15	デートDVを防止するための意識啓発と情報提供の充実	デートDVについての認識を深め、防止するための意識啓発と情報提供を様々な方法で積極的に行う。 ①指導課と連携し、小中学校の教職員を対象とし研修等でデートDVに関するリーフレット等を配布する。 ②デートDV防止のための出前講座を実施する。 ③デートDVに関するリーフレット等を講座開催時に配布するとともに、各大学で配布する。	①指導課と調整し、小中学校の教職員を対象とした研修において、デートDVに関するリーフレット等を配布した。 ②創価大学にて「男女共同参画入門」をテーマに出前講座を実施した。(参加者217名) ③高校生・大学生向けに作成したデートDVに関するパンフレット等を講座開催時等に配布するとともに各大学で配布した。	創価大学にて実施した出前講座では、暴力が起こる背景やDVの実態等についての講義に加え、コミュニケーション方法の一つとして「メッセージ」(※)を活用した寸劇を学生に演じてもらうなど、暴力防止に向けた効果的な意識啓発のための取組を行った。 ※「私」を主語にして、自分自身がどう感じているかという思いを語ること。	B	継続	-	デートDVを未然に防止するためには、当事者になり得る学生に対しデートDVに関する意識啓発を行うことが重要である。引き続きデートDVについての認識を深め、防止するための意識啓発と情報提供を積極的に行っていく。	デートDVについての認識を深め、防止するための意識啓発と情報提供を様々な方法で積極的に行う。 ①指導課と連携し、小中学校の教職員を対象とした研修等でデートDVに関するリーフレット等を配布する。 ②デートDV防止のための出前講座を実施する。 ③デートDVに関するリーフレット等を講座開催時に配布するとともに、各大学で配布する。	男女共同参画課	
24		3	(5)	⑩	16	関係所管職員の理解を深めるための研修等の実施	①DV被害者の支援に関わる市職員がDVやデートDVに関する理解を深め、日常業務でDV被害者に接する際の二次加害を防止するために、研修を実施する。 ②DV被害者の支援に関わる関係機関の職員がDVやデートDVに関する理解を深めるために、DV被害者支援関係機関担当者会において、講義や事例検討等を行う。	①DV被害者サポートに関わる窓口職員・関連職場職員研修「DV・デートDVの二次加害を防ぐために」を実施した。(参加者118名) ②DV被害者支援関係機関担当者会(年2回実施)における講義等により、各関係機関が互いの業務の連携について確認しつつ実践的にDVの実態とその対応について理解を深めた。	②のDV被害者支援関係機関担当者会(第3回目)で予定していた事例検討については、新型コロナウイルスの影響により、会議自体が中止となったため、関係所管と個別に意見交換し、次回の会議において参考とするための情報収集を図った。	B	継続	-	窓口業務やDV被害者支援に関わる職員の理解を深めた上で対応することがDV被害の把握や二次被害の防止につながる。今後も市職員への研修や実践的な事例検討を通して適切な対応ができるよう働きかけを行っていく。	①DV被害者の支援に関わる市職員がDVやデートDVに関する理解を深め、日常業務でDV被害者に接する際の二次加害を防止するために、研修を実施する。 ②DV被害者の支援に関わる関係機関の職員がDVやデートDVに関する理解を深めるために、DV被害者支援関係機関担当者会の開催及び関係所管に対し情報提供並びに情報共有を図る。	男女共同参画課	
25		3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	女性の抱える様々な悩みや問題について、相談員による電話での総合相談と、専門の女性相談員による専門相談を実施することにより、DV被害者を早期発見し、関係機関との連携によりDV被害者支援を行う。	全相談件数 3,673件(うちDV相談件数 590件) (内訳) ・女性のための総合相談 3,212件 (うちDV相談 420件) ・女性のための専門相談 461件 (うちDV相談 170件)	-	B	継続	-	DV被害の潜在化・深刻化を防ぐため、引き続き相談者が声を上げやすいよう、相談事業の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化して支援体制を継続する。	女性の抱える様々な悩みや問題について、相談員による電話での総合相談と、専門の女性相談員による専門相談を実施することにより、DV被害者を早期発見し、関係機関との連携によりDV被害者支援を行う。	男女共同参画課	
26		めざす姿2	3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	月1回の人権相談及び年2回の特設人権相談を実施するにあたり、男女平等の視点に立ち、関係機関と連携してDVや虐待の防止、支援を行う。	月1回の人権相談及び年2回の特設人権相談を予定どおり実施した。性別にかかわらず相談者の視点に立った対応及び必要に応じて関係機関を紹介するなどした。	相談に応じる際は、男女2人1組での対応に努めた。	B	継続	-	引き続き、人権相談を実施し、必要な支援を行っていく。	月1回の人権相談及び年2回の特設人権相談を行う予定。	総務課
27		3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	①弁護士による「法律相談」や ②カウンセラーによる「あなたの心の相談室」での相談実施、 ③必要に応じ、適切な関係機関に案内することで、DV被害者への相談体制の強化と支援の充実に寄与する。	DV関連相談者数 ①法律相談 1件/1,502件中 ②あなたの心の相談室 35件/955件中	-	B	継続	-	引き続き①弁護士による「法律相談」や ②カウンセラーによる「あなたの心の相談室」を実施し、③必要に応じ、適切な関係機関に案内することで、DV被害者への相談体制の強化と支援の充実に寄与する。	引き続き①弁護士による「法律相談」や ②カウンセラーによる「あなたの心の相談室」を実施し、③必要に応じ、適切な関係機関に案内することで、DV被害者への相談体制の強化と支援の充実に寄与する。	市民生活課	
28		3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	DVを含む高齢者虐待の早期発見のため、施設職員、ケアマネ、介護サービス事業など各相談事業における虐待防止研修を実施することにより対応力の向上や関係機関との連携強化を図り、被害者の早期発見及び支援を行う。 また、市や高齢者あんしん相談センターでDVや虐待に関する通報・届出や相談を受けた場合、被害者の保護や養護者の支援をするため「成年後見制度」の利用や介護サービスの導入等、適切な対応を行う。	高齢者虐待防止研修 8回開催 695人参加 虐待通報等件数 165件	-	B	継続	-	地域でDVを含む高齢者虐待の早期発見・早期支援が行えるようになるための関係機関等に対する研修の実施。 ・市並びに高齢者あんしん相談センターで通報や相談を受けた場合での適切な対応の実施。	・DVを含む高齢者虐待の早期発見のため、施設職員、ケアマネ、介護サービス事業など各相談事業における虐待防止研修を実施することにより対応力の向上や関係機関との連携強化を図り、被害者の早期発見及び支援を行う。 ・市並びに高齢者あんしん相談センターでDVや虐待に関する通報や相談を受けた場合、被害者の保護や養護者への支援をするため、「成年後見制度」の利用をすすめる、介護サービスの導入等、適切な対応を行う。	高齢者福祉課	
29		3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	市指定の相談支援事業所5か所と連携し、気軽にいつでも相談できる体制を整え、障害者やその家族からの相談を受ける中で、DVや虐待の防止、支援を行う。	市指定の委託の相談事業所5か所と連携して相談体制を整え、DVや虐待の防止とその支援を行った。 ・相談事務所5か所を受けた権利擁護(DV含む虐待・差別等)相談件数 91件(うちDV相談6件)	-	B	継続	-	権利擁護に関する相談件数は毎年数多くあるため、引き続き市指定の委託の相談事業所(5箇所)と連携を密にし、DVや虐待の早期発見と支援を行っていく。	今年度同様、市指定の相談支援事業所5か所と連携し、DVや虐待の防止、支援を行う。	障害者福祉課	
30		3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	ネットワークを活用し、被害者の安全と生活の安定に向けた支援をする。 ①電話相談、面接相談による助言、情報提供を行う。 ②各関係機関と連携し、速やかな救出を目指す。 ③婦人連絡会等のさまざまな研修機会を通じて、相談員の資質向上を図る。	①電話・面接相談を通じて、被害者の状況に応じた助言や情報提供を行うことにより、被害者が不安を解消し、安全な生活に繋がる選択ができるよう支援した。 ②警察、東京都女性相談センター等と連携を図ることにより、緊急一時保護へと繋がった。 ③東京都の専門研修や、婦人連絡会での研修参加により、相談員の能力向上が図れた。	-	B	見直し(改善)	人事異動や働き方改革による警察組織の体制変化が続いており、引き続き関係再構築を進める必要がある。	市主催の関係機関連絡会等の懇談機会を通じて、相互理解を深める。被害者が安心して相談できる環境の整備を進め、潜在化・深刻化しやすい暴行被害者の早期発見に繋げる。	ネットワークを活用し、被害者の安全と生活の安定に向けた支援をする。 ①電話相談、面接相談による助言、情報提供を行う。 ②各関係機関と連携し、速やかな救出を目指す。 ③婦人連絡会等のさまざまな研修機会を通じて、相談員の資質向上を図る。	生活自立支援課	

番号	めざす姿	重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課	
31	男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	①電話相談や家庭訪問などの保健事業を通してDVが疑われるケースがあった場合、必要に応じて関係機関や専門機関に繋いでDV被害者の支援を行う。 ②職員のスキルアップのための研修参加およびセンター内研修の充実を図る。	①相談業務、健診業務等保健事業を通してDVが疑われたケースに対して相談対応し、必要に応じて関係機関につなぐなど、支援を行った。 ※保健福祉センターにおけるDV相談件数 49件 ②職員(保健師等)がDV等の基礎知識及び対応を学ぶ外部研修に参加し、センター内連絡会等で共有を行った。	引き続き、保健事業の各場面で、DVのサインを見逃さず、対応した。	B	継続	-	DVの疑いがあるケースに対して、関係機関との連携を強化し、適切な支援を行っていく。	①電話相談や家庭訪問などの保健事業を通してDVが疑われるケースがあった場合、必要に応じて関係機関や専門機関に繋いでDV被害者の支援を行う。 ②職員のスキルアップのための研修参加およびセンター内研修の充実を図る。	保健福祉センター(大横、東浅川、南大沢)	
32		3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	保健所における精神保健福祉相談を通して、DV被害者からの相談に対応した場合、関係機関と連携し被害者の支援に努める。 ①専門医による精神保健福祉相談の実施。 ②保健師による精神保健福祉相談(電話・面接・家庭訪問等)の実施。	①専門医による精神保健福祉相談 44回 114件 ②保健師による精神保健福祉相談 11825件 その内、DV相談件数 延べ 122件(*デートDV2件含む)に対応した。	相談内容に応じ、関係機関に丁寧につなげた。	B	継続	-	引き続き相談事業を実施し、関係機関と連携し被害者支援に努める。	保健所における精神保健福祉相談を通して、DV被害者からの相談に対応した場合、関係機関と連携し被害者の支援に努める。 ①専門医による精神保健福祉相談の実施。 ②保健師による精神保健福祉相談(電話・面接・家庭訪問等)の実施。	保健対策課	
33		3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	子どもと家庭に関する相談時に、DVに関する内容が含まれることが判明した場合、関係機関と連携し、DV被害者と子どもの支援に努める。	子どもと家庭に関する相談時に、DVに関する内容が含まれていた場合には、被害者の意向を配慮しながら関係機関と連携し、DV被害者と子どもの支援に努めた。 DV相談件数117件(対応延べ児童数218名)	令和元年度10月より警察から児童相談所に通告があった面前DVのうち、比較的軽微な事案に関しては、子ども家庭支援センターが対応することとなった。	B	継続	-	児童虐待の対応は、虐待者に会い、注意喚起を行うことを原則としているが、DVの場合被害者が拒否すれば会うことは困難であり、そのような状況でどう子どもの安全を守るかが課題。	引き続き、子どもと家庭に関する相談時にDVに関する内容が含まれていた場合には、関係機関と連携し、DV被害者と子どもを支援していく。	子ども家庭支援センター	
34		3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	ひとり親家庭の相談を通して、DV被害者を発見した場合、関係機関と連携し被害者とその子どもの支援に努める。	ひとり親家庭の相談の中で、DVの相談も含まれていたため、母子・父子自立支援員がDVに関する相談・情報提供を行った。 ・DV相談回数 60回	-	B	継続	-	引き続きひとり親家庭の相談の中で、DVの悩みがないか、DVの実態があるか常に確認するよう徹底し、適切な相談窓口につなぐ。	ひとり親家庭の相談の中で、DVの悩みがないか、DVの実態が隠れていないか常に確認するよう徹底する。緊急性の高いケースについては婦人相談員にその場でつなぐようにする。	子育て支援課	
35		めざす姿2	3	(6)	⑪	17	被害者の早期発見と支援のための相談の実施	①教育相談を通してDV被害者を発見した場合、迅速に関係機関と連携し被害者とその子どもの支援に努める。 ②スーパーバイザーを活用した事例検討会の実施。 ③医師を活用した事例検討会を実施し相談員の資質向上に努める。	①主訴ではないものの、家族背景に「配偶者暴力」があったケースに対して、心理の専門的な立場から心のケアや今後の対応についての助言、また関係機関との連携による支援を行った。 ②スーパーバイザー(※相談員に対して、より高い専門的な立場から、助言・指導を行う者)による事例検討会の実施 年6回 ③医師による事例検討会の実施 年2回	-	B	継続	-	今後も引き続き、教育相談を通してDV被害者を発見した場合には、迅速に関係機関と連携し被害者とその子どもの支援に努めるとともに、事例検討会を通じた相談員の資質向上を図る。	①教育相談を通してDV被害者を発見した場合、迅速に関係機関と連携し被害者とその子どもの支援に努める。 ②スーパーバイザーを活用した事例検討会の実施。 ③医師を活用した事例検討会を含む研修会を実施し相談員の資質向上に努める。	教育支援課
36		3	(6)	⑫	18	被害者の安全確保のための支援	介護事業者や医療機関等、業務上本人の状況を確認できる関係機関と連携を図り、被害者の本人の意向の確認、または判断能力のない高齢者について客観的判断により、適切な対応・支援を行う。 ・施設等と契約によりベッド等、緊急時の一時保護の受入れ先を確保することにより、被害者の保護を実施。 ・施設職員、ケアマネ、介護サービス事業者などに、高齢者虐待防止研修を開催し、日頃からの対応力の向上を図る。	・市内施設と契約を締結し、緊急時に一時保護の受入をするための床を確保するとともに、対応が必要な高齢者に対するの保護を実施した。 ・施設職員、ケアマネ、介護サービス事業者などに、高齢者虐待防止研修を開催し、周知・啓発に努めた。 ・高齢者虐待防止研修(8回開催 695人参加)	施設職員等への定期的な研修を実施することにより、正しい理解と適切な対応の実施を広めた。	B	継続	-	・介護事業所や医療機関等、本人の状況を確認できる関係機関と連携を図り、本人の意向確認等により、適切な対応・支援を行う。 ・施設との契約により、居室やベッド等、緊急時の一時保護の受入れ先を確保する。 ・施設職員や介護サービス事業者等に対する研修の実施により対応力の向上を図る。	・介護事業所や医療機関等、業務を通じて本人の状況を確認できる関係機関と連携を図り、虐待を受けた本人の意向確認、または判断能力のない高齢者についての客観的判断を行うことにより、適切な支援を実施する。 ・施設等と契約により居室やベッド等、緊急時の一時保護の受入れ先を確保し、虐待を受けた本人の保護を行う。 ・施設職員、ケアマネ、介護サービス事業者などに、高齢者虐待防止研修を実施し、日常的な対応力の向上を図る。	高齢者福祉課	
37		3	(6)	⑫	18	被害者の安全確保のための支援	緊急一時保護の体制を維持し、DV等に対応できる体制を整え、関係機関と連携し、協力してDV被害者の安全確保を図る。	被虐待者の安全確保のため施設への一時保護を実施した。 ・保護件数 2件13泊分	-	B	継続	-	保護件数及び保護日数は例年大幅な変化はない。相談を受ける中で分離すべきか、障害福祉サービス提供が有効なのか的確な状況判断が必要であり、そのためにも職員のスキルアップを図り、DV等に対応できる体制を整え、虐待の早期発見早期対応および未然に防ぐための積極的な周知徹底を図る。	今年度同様、緊急一時保護の体制を維持し、関係機関と連携し、DV被害者の安全確保を図る。	障害者福祉課	

番号	めざす姿	重点課題	施策	実施の方向	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課	
38	男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	3	(6)	⑫	18	被害者の安全確保のための支援	関係機関とのスムーズで緊密な連絡調整を行い、情報管理を徹底してDV被害者やその子どもへの適切な対応を行う。 ①一時保護施設の利用援助及び緊急一時保護者の支援を行う。 ②安全確保のため関係機関への情報提供及び意見書等の発行を行う。	①警察等、関係機関と連携し、緊急一時保護として東京都女性相談センター等への入所支援を行った。 緊急一時保護15件。 ②・住民基本台帳支援措置(閲覧等制限)の手続き等を支援。 ・同伴児童がいる場合に教育委員会レベルの転校手続きを支援。	-	B	継続	-	関係機関との連携強化を進め、支援体制を整えて、被害者の安全確保のための緊急一時保護に適切に繋げる。	関係機関とのスムーズで緊密な連絡調整を行い、情報管理を徹底してDV被害者やその子どもへの適切な対応を行う。 ①一時保護施設の利用援助及び緊急一時保護者の支援を行う。 ②安全確保のため関係機関への情報提供及び意見書等の発行を行う。	生活自立支援課	
39		3	(6)	⑫	19	民間シェルターへの運営支援による被害者の安全確保	①DV被害者の緊急一時保護を行う多摩地域の民間シェルターに対し、補助金を交付することにより、運営の安定を図り、DV被害者の安全確保につなげる。 ②DV被害者の生活支援のため、多摩地域の民間シェルターに物資の提供をする。	①DV被害者の緊急一時保護を行う多摩地域の民間シェルターに対し、補助金を交付した。(補助金額200,000円) ②庁内及び民間団体に物資の提供を呼びかけ、集まった物資を多摩地域の民間シェルターに提供した。	-	B	継続	①について、支援団体内の高齢化等の理由から活動の継続が不可能であるという申し出があったため、補助金の交付を廃止し、代替事業としてDV被害者緊急一時保護事業の業務委託を検討した。	新たに民間事業者にDV被害者緊急一時保護事業を委託することで、引き続きDV被害者の安全確保を図る。また、物資の提供をしてDV被害者の生活支援を引き続き行っていく。	①DV被害者の緊急一時保護業務を民間業者に委託することにより、DV被害者の安全確保及び被害者に対し柔軟に対応できるようにする。 ②DV被害者の生活支援のため、民間シェルターに物資の提供をする。	男女共同参画課	
40		3	(6)	⑫	20	外国人被害者のための通訳等の支援	外国人市民に対し、相談に関する情報提供を行うとともに、必要な場合はDV被害者に対する通訳等の支援により、外国人DV被害者の安全を確保する。 ①「在住外国人のためのサポートデスク」の設置(八王子国際協会に委託) ②「語学ボランティア」の派遣等による通訳・翻訳(八王子国際協会の事業) ③多文化共生推進課職員及び多文化共生推進事業協力員の派遣等による通訳・翻訳 ④外国人向け情報誌にDVIに関する内容の掲載	①「在住外国人のためのサポートデスク」におけるDV相談(4件) ②DV被害者からの相談における「語学ボランティア」の派遣等(1件) ③DV被害者からの相談における多文化共生推進課職員及び多文化共生推進事業協力員の派遣等(通訳0件) ④外国人向け情報誌にDVIに関する内容を掲載し、啓発に努めた。	-	B	継続	-	引き続き、相談窓口や通訳の派遣体制を整える。また、言葉の問題で情報が届きにくい外国人市民へ周知に努める。	①「在住外国人のためのサポートデスク」におけるDV相談 ②DV被害者からの相談における「語学ボランティア」の派遣等 ③DV被害者からの相談における多文化共生推進課職員・多文化共生推進事業協力員の派遣及びテレビ電話通訳用タブレットの活用等 ④外国人向け情報誌にDVIに関する内容を掲載	多文化共生推進課	
41		めざす姿2	3	(6)	⑫	20	外国人被害者のための通訳等の支援	関係機関と連携、協力して支援を行うことにより、外国人DV被害者の安全確保に取り組む。 ①外国人向けの情報紙にDVと相談に関する情報を掲載する。 ②相談に関する案内が掲載されている男女共同参画センターパンフレットについて、翻訳版を用意しており、必要に応じて配布する。 ③関連機関と連携し、DV講座を開催する。	①外国人向け情報誌「Ginkgo」に、DVと相談に関する記事の掲載を依頼し、11月号に掲載した。 ②相談に関する案内が掲載されている男女共同参画センターパンフレットについて、翻訳版(英語、中国語、ハングル語)を必要に応じて配布した。 ③八王子国際協会主催の語学ボランティア研修会にて、相談員1名を派遣し、語学ボランティアを対象にDV講座を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会が中止となった。	男女共同参画センターパンフレットの翻訳版については、八王子国際協会にも配布し、必要な方に渡してもらうよう依頼した。	B	継続	-	外国人への対応には言葉の壁などの問題があり、支援の仕方についても方法を工夫する必要がある。引き続き関係機関と積極的に情報共有を行いながら対応していく。	関係機関と連携、協力して支援を行うことにより、外国人DV被害者の安全確保に取り組む。 ①外国人向けの情報紙にDVと相談に関する情報を掲載する。 ②相談に関する案内が掲載されている男女共同参画センターパンフレットについて、翻訳版を用意しており、必要に応じて配布する。 ③関連機関と連携し、DV講座を開催する。	男女共同参画課
42		3	(6)	⑫	21	住民基本台帳事務における支援措置	①DV、ストーカー等の加害者からの住民票や戸籍の附票等の交付請求についてこれを拒むことにより、被害者の保護を図る。 ②近隣自治体や警察等相談機関との情報交換や連携を充実させ、事務の円滑な執行を図る。	①支援措置件数・支援対象者数 ・本市への申出に基づく支援措置 245件 486人 ・他市からの通知に基づく支援措置 337件 607人 ②情報交換会及び連携会議 ・近隣自治体による情報交換会 1回 ・相談機関との連携会議 1回	相談・申出件数が増加しているため、確実な支援を維持するべく相談記録を作成し、担当内の連絡を密に行うようにした。	B	継続	-	年々増加傾向にある支援申出に係る相談・受付から住民票や戸籍の附票の写しの請求拒絶に至るあらゆる場面で、的確な判断と正確な事務処理を行うために、担当内で情報共有を行い、研修の機会を設ける。	的確な判断と正確な事務処理を行うために、市民課及び事務所の窓口担当職員向けの研修を設ける。	市民課	
43		3	(6)	⑫	22	児童・生徒の安全確保と就学に関する支援	①DV被害者の子どもの就学に関する手続きについての支援を実施及び被害者の子どもの情報管理の徹底 ②DV被害者の安全確保及び生活の安定のための支援の実施	①DV被害により住民登録が行えない場合、居住地を確認することで学校への就学手続きが行えるように対応するとともに、「学齢簿システム」のフラグや備考欄に入力し、住所・氏名変更などについての情報管理の徹底を図った。 ②関係機関の紹介、就学援助制度の案内を行った。	-	B	継続	-	引き続き、DV被害者の子どもの就学に関する手続きについて支援を行い、DV被害者とその子どもの情報管理を徹底する。	①DV被害者の子どもの就学に関する手続きについての支援を実施及び被害者の子どもの情報管理の徹底 ②DV被害者の安全確保及び生活の安定のための支援の実施	教育支援課	
44	3	(6)	⑬	23	被害者の就労等における支援の実施	DV被害者の自立を支援するために、講座を通じて就業等様々な支援制度について情報提供する。	DV被害者を対象に就労等自立に向けた講座を実施した。 講座数:6回連続講座 延べ参加者26名	講座開催の対象者へチラシを配布する施設を増やしたところ、参加者数の増加に効果があった。	B	継続	-	DV被害者支援講座は、周知方法に制約があることや申込者の心身状態により参加が困難になることから、例年参加者が少数であるが、自治体としては、被害者自身の人生の再構築と再出発ができるように支援していくことが求められている。 今後も支援が必要な方に、情報が行き届くよう、引き続き周知方法や講座内容を工夫していく。	DV被害者の自立を支援するために、講座を通じて就業等様々な支援制度について情報提供する。	男女共同参画課		

番号	めざす姿	重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課	
45	男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	3	(6)	⑬	23	被害者の就労等における支援の実施	あらゆる社会資源を活用し、関係機関と協力して、DV被害者の状況に応じた就労等の自立に向けた支援や助言を行う。	DV被害者の自立した生活に向けて、就労支援員等による面談を行った。ハローワーク、NPO法人、民間企業と連携して、個々の状況に応じた支援メニューを選定し、就労に繋げ、自立を支援した。また避難先の相談機関と支援方針を共有し、早期就労を実現した。	-	B	継続	-	被害者のおかれた個々の状況に適切に対応できるよう、関係機関と連携してさまざまな就労先を確保するとともに、自立支援に繋がる相談・支援を行う。	あらゆる社会資源を活用し、関係機関と協力して、DV被害者の状況に応じた就労等の自立に向けた支援や助言を行う。	生活自立支援課	
46		3	(6)	⑬	23	被害者の就労等における支援の実施	各関係機関と連携し、母子生活支援施設入所や就労支援が必要なDV被害者の把握に努め、支援を行っていく。	DV被害者の生活の安定を図るため、母子生活支援施設の入所者やDV被害者に対して、自立に向けた支援を行った。 ・平成30年度(2018年度)からの継続入所者 DV被害者 1世帯 ・令和元年度(2019年度)入所者 DV被害者0世帯	-	B	継続	-	引き続き、関係機関と連携し、母子生活支援施設入所や就労支援が必要なDV被害者に対して、自立に向けた支援を行っていく。	関係機関と連携し、母子生活支援施設入所や就労支援が必要なDV被害者に対して、自立に向けた支援を行っていく。	子育て支援課	
47		3	(6)	⑬	24	被害者の子育てに関する手当支給の手續きに対する支援	児童手当申請時においてDV被害者に対し、児童扶養手当の遺棄及びDV保護命令による申請の案内を行う。 ※遺棄:同居せず1年以上連絡がとれていないこと。	31年度における遺棄による児童扶養手当申請者4件(支給要件が遺棄による受給者数 5件) 31年度におけるDV保護命令による児童扶養手当申請者 1件(支給要件がDV保護命令による受給者数 2件)	-	B	継続	-	引き続き、支援相談窓口等と連携を取りながら制度の周知を図る。	児童手当申請時においてDV被害者に対し、児童扶養手当の遺棄及びDV保護命令による申請の案内を行う。	子育て支援課	
48		3	(6)	⑬	25	被害者の国民健康保険加入等の手續きに対する支援	DV被害者の国民健康保険加入等の手續きについて関係機関と連絡調整を行い、保険証の交付及び医療機関等の受診に支障がないよう支援することにより、DV被害者を適切に医療につなげる。 また、情報連携による情報漏えいを防ぎ、DV被害者の個人情報保護を保護する。	関係機関との連絡調整や情報提供を行い、DV被害者が適切な支援を受けられるような手續き等を行った(11件)。 また、国民健康保険システムにおいてDVフラグが表示された被害者に関して電話で問い合わせがあった際や郵送でのやり取りが必要な際には、各課と連携をして、個人情報漏えいを防ぐことに細心の注意を払った。 さらに、情報連携による個人情報漏えいを防止するため、相談があった際は自動応答フラグや非開示フラグを設定し対応した。	-	B	継続	-	今後もDV被害者が医療機関等の受診に支障がないよう、保険証の交付・関係機関との調整等を行い、DV被害者を適切に医療につなげる。	引き続き、DV被害者の国民健康保険加入等の手續きについて関係機関と連絡調整を行い、保険証の交付及び医療機関等の受診に支障がないよう支援することにより、DV被害者を適切に医療につなげる。 また、情報連携による情報漏えいを防ぎ、DV被害者の個人情報保護を保護する。	保険年金課	
49		3	(6)	⑬	26	被害者の住宅に関する支援	相談者の心情を理解できるように職員が庁内研修等に積極的に参加し個々のスキルアップを図ると同時に、男女共同参画課や生活自立支援課などの関係各所管に住宅確保につながる制度の周知を図る。 また、相談者が必要とする業務の所管課を紹介・案内するなど情報提供や相談のサポートを行う。	庁内研修に積極的に参加し担当職員のスキルアップを図った。 また、男女共同参画課で作成しているDV被害者マニュアルにJKKの一般向け募集の案内を加えるなど、広く制度の周知を図ることができるよう努めた。	住宅政策課で行っているDV被害者への支援について、他の所管にもわかりやすいような情報の周知に努めた。例えば、DV被害者についてはポイント方式によって加算するような配慮等を詳しく記載した。	-	B	継続	-	DV被害者の支援に対する各職員の意識向上の継続に努めるとともに、被害者が住宅相談しやすいように、相談窓口や制度について普及啓発を図る。	職員が相談者の心情を汲み取ることができるよう、庁内研修等に積極的に参加させる。また、男女共同参画課や生活自立支援課などの関係各所管と住宅に係る支援制度について情報共有を図る。	住宅政策課
50		3	(6)	⑬	27	保育所、学童保育所等の入所に関する支援	①DV被害者の自立や生活の安定を図るため、DV被害者やその子への対応として、保育施設の入所手續の相談に対して、情報提供や連絡調整等の連携を関係機関と密にしたうえで、適切な助言をするとともに適切な判断を行うための支援をする。 ②対応にあたっては、安全に配慮するとともに、情報管理や文書等の取扱いに十分配慮する。	①DV被害者やその子への対応として、保育施設の入所手續の相談において、子ども家庭支援センターや児童相談所と連絡を取り、情報提供や連絡調整等において連携し、適切な判断をするための助言を行った。 ②対応する際には、個人情報の保護に十分配慮した。	-	B	継続	-	保育施設等の入所に関する手續において、今後もDV被害者やその子への対応をする中で、様々な事案に対応できるよう関係機関との連携を密に図っていく。	①DV被害者の自立や生活の安定を図るため、DV被害者やその子への対応として、保育施設の入所手續の相談に対して、情報提供や連絡調整等の連携を関係機関と密にしたうえで、適切な助言をするとともに適切な判断を行うための支援をする。 ②対応にあたっては、安全に配慮するとともに、情報管理や文書等の取扱いに十分配慮する。	保育幼稚園課	
51	3	(6)	⑬	27	保育所、学童保育所等の入所に関する支援	DV被害者の自立や生活の安定を支援するため、DV被害者が養育する子どもの学童保育所入所に関し、関係機関と連携し個人情報の適切な取り扱いを行う。	DV被害者の自立や生活の安定を支援するため、DV被害者が養育する子どもの学童保育所入所に関し、関係機関と連携し、個人情報の適切な取り扱いを行い適切な支援が図られた。	-	B	継続	-	DV被害等があると申し出た申請者が安心して子どもを預けられるよう個人情報の適切な取り扱いに努め、DV被害者の自立や生活の安定を支援する。	引き続き、DV被害者の自立や生活の安定を支援するため、DV被害者が養育する子どもの学童保育所入所に関し、関係機関と連携し支援をしていく。	児童青少年課		

番号	めざす姿	重点課題	施策	実施の方向	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課
52	男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	3	(6)	⑭	28	配偶者暴力相談支援センター機能の検討	配偶者からの暴力の防止及びDV被害者の保護を図るため、東京都女性相談支援センター及び警察署との連携を充実させるとともに、庁内関係所管の支援内容を各所管が理解し、連携して支援を行うことで配偶者暴力相談支援センター機能を果たす。	DV被害者支援連絡会議(年1回)及びDV被害者支援関係機関担当者会(年2回)を実施し、関係機関相互の連携を図るとともに、具体的な支援内容についての情報共有を行い、相互理解を深めた。 また、DV相談業務など個別の案件では、男女共同参画センターで相談業務を実施する職員から生活自立支援課の婦人相談員や子ども家庭支援センターへ必要に応じて情報提供を行うなど、DV被害者それぞれの事情に合わせ、適切な関係所管と連携して対応を行った。	DVと児童虐待を一体として情報共有を行うことで、DV被害者の保護だけでなく、子どものケアにもつなげられるように相互に知識を深めた。	B	継続	-	各会議での情報交換や関係機関への情報提供により、DV被害者に対する適切な支援につながっており、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たしていると言える。引き続き、各関係機関と積極的に連携を図り、配偶者暴力相談支援センター機能を果たすよう努めていく。	配偶者からの暴力の防止及びDV被害者の保護を図るため、東京都女性相談支援センター及び警察署との連携を充実させるとともに、庁内関係所管の支援内容を各所管が理解し、連携して支援を行うことで配偶者暴力相談支援センター機能を果たす。	男女共同参画課
53		3	(7)	⑮	29	警察・女性相談センター等関係機関との連携	DV被害者の相談から自立に向けた切れ目のない支援を行うために、関係機関と情報を共有し、DV防止、早期発見、被害者の自立に向けて連携を強化する。 ①DV被害者支援連絡会議の実施 ②DV被害者支援関係機関担当者会の実施 ③相談業務に従事する職員を対象に実務的な研修を実施する。	①DV被害者支援連絡会議(年1回)を実施した。 ②DV被害者支援関係機関担当者会(年2回)を実施した。 ③男女共同参画センターで相談業務を実施する職員と同センターが実施する専門相談業務の相談員において、DV相談業務の実践的な内容について情報提供及び意見交換を行うなど相互の理解を深め、連携を強化した。	-	B	継続	-	各関係機関が支援内容について相互理解を深めるとともに、情報共有することで、適切な連携を図ることができ、DV被害者への円滑な支援につながっている。今後もDV被害者支援連絡会議及びDV被害者線関係機関担当者会議を継続的にを行い、関係機関の連携を強化していく。	DV被害者の相談から自立に向けた切れ目のない支援を行うために、関係機関と情報を共有し、DV防止、早期発見、被害者の自立に向けて連携を強化する。 ①DV被害者支援連絡会議の開催 ②DV被害者支援関係機関担当者会の開催並びに関係所管への情報提供及び情報共有 ③相談業務に従事する職員を対象に実務的な研修等の実施	男女共同参画課
54		3	(7)	⑮	30	DV被害者支援を行う民間団体への支援	DV被害者支援を行う民間団体への支援を行うことで、DV被害者の状況に応じた切れ目のないきめ細かい対応を行う。 ①DV被害者支援を行う民間団体への活動場所を確保する。 ②民間団体の活動内容の周知を行う。 ③民間団体へDV被害者支援に関する東京都からの情報を提供する。	①DV被害者支援団体に対し、年間を通じて活動場所の提供を行った。(2団体 各月2回) ②DV被害者支援支援団体の活動内容を周知した。 方法:広報・センターだより・ぱれっとへの掲載、カード配架、ポスター掲示 ③DV被害者支援団体に対し、研修等の東京都からの情報を随時提供した。	-	B	継続	-	民間団体が安定したDV被害者の支援をすることでDV被害者に対しよりきめ細かい対応が行われている。官民協働により、DV被害者の安全を保つため、民間団体へ活動場所の提供や情報の周知を継続して行っていく。	DV被害者支援を行う民間団体への支援を行うことで、DV被害者の状況に応じた切れ目のないきめ細かい対応を行う。 ①DV被害者支援を行う民間団体への活動場所を確保する。 ②民間団体の活動内容の周知を行う。 ③民間団体へDV被害者支援に関する東京都からの情報を提供する。	男女共同参画課
55		4	(8)	⑯	31	女性のための相談の実施及び関係機関との連携	さまざまな悩みや問題を抱えている女性が安心して暮らしていけるよう、女性のための電話による総合相談と専門の女性相談を実施する。	全相談件数 3,673件 (内訳) ・女性のための総合相談 3,212件 ・女性のための専門相談 461件	-	B	継続	-	相談者が置かれている状況は、さまざまな悩みや問題が重なることでより困難なものとなっている。引き続き、電話での総合相談や専門相談を実施し、相談者が安心して暮らしていけるようきめ細やかな相談・支援を行っていく。	さまざまな悩みや問題を抱えている女性が安心して暮らしていけるよう、女性のための電話による総合相談と専門の女性相談を実施する。	男女共同参画課
56		4	(8)	⑯	31	女性のための相談の実施及び関係機関との連携	さまざまな困難を抱えた女性が、安心して相談できる場を提供し、女性が自らの意思で自立生活を築いていけるよう、関係機関と連携して、有益な情報の提供・助言を行う。	生活に困窮した女性、あるいは生きづらさを抱えた女性に対して早期相談の窓口を提供し、さまざまな困難を抱えた女性も安心して生活ができる地域づくりのため、関係機関、団体等との連携を進めた。	-	B	継続	-	さまざまな困難を抱えた女性に、その尊厳を尊重し、より適切な支援を寄り添いながら行えるよう努め、そのためにさらに関係機関、地域との連携を進める。	さまざまな困難を抱えた女性が、安心して相談できる場を提供し、女性が自らの意思で自立生活を築いていけるよう、関係機関と連携して、有益な情報の提供・助言を行う。	生活自立支援課
57		4	(8)	⑯	31	女性のための相談の実施及び関係機関との連携	①さまざまな困難を抱えている女性に対して、母子・父子自立支援員による相談を本庁舎及び南口総合事務所で開催し、生活の自立に向けた支援を行う。 ②月に1回南口総合事務所において、「弁護士による養育費などの法律相談」を実施し、弁護士によるアドバイスを行い、安心して暮らせるよう支援する。	①相談回数合計3910回 (そのうち南口総合事務所における相談は毎月1回実施し、9人の相談を受けた。) ②弁護士による養育費などの法律相談を毎月1回合計42人の相談をおこなった。	-	B	継続	-	①困難を抱えている女性に対して、相談を継続的にを行い、自立に向けた支援を行う。困ったことがあったら母子・父子自立支援員に相談がつながるように、信頼関係を築いていく。 ②法律相談は、希望者が多いため、月1回引き続き行っていく。相談後は支援員がサポートしていくようにする。	①引き続き困難を抱えている女性に対して、母子・父子自立支援員による相談を本庁舎及び南口総合事務所(月1回)で実施し、生活の自立に向けた支援を行う。 ②弁護士による養育費等の法律相談(月1回)を南口総合事務所で開催し、弁護士によるアドバイスをを行い、安心して暮らせるよう支援する。	子育て支援課
58	4	(8)	⑰	32	性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実	「アダルトビデオ出演強要問題」や「JKビジネス問題」など、若年層を対象とした性暴力防止のための意識啓発と情報提供を行う。	・性暴力防止に関する情報が掲載された資料の配架 ・ホームページにおいて「アダルトビデオ出演強要」や「JKビジネス」、「性暴力・性犯罪」に関する被害事例や相談窓口等の情報の掲載 ・大学コンソーシアム八王子が発行している情報誌「BIG WEST」に、性暴力救済センター・東京の情報を掲載	-	B	継続	-	若年層を対象とした性暴力被害の未然防止に向け、引き続き、意識啓発や情報提供など積極的な働きかけを行う。	「アダルトビデオ出演強要問題」や「JKビジネス問題」など、若年層を対象とした性暴力防止のための意識啓発、また、性犯罪・性暴力被害者支援として、ワンストップ支援センターについて情報提供を行う。	男女共同参画課	

令和元年度(2019年度)所管課自己評価一覧

番号	めざす姿	重点課題	施策	実施の方向	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課
59	男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	4	(8)	⑩	32	性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実	都や警察署などから性暴力被害防止に繋がると考えられる情報提供があった場合に、青少年の健全育成を担う関係団体に情報提供を行うとともに、近年、性に関する事件のきっかけとなっているSNSの利用に関する注意喚起を行う。 また、青少年育成指導員が地域を夜間巡回し、問題少年を発見した場合、非行・犯罪防止のための声掛けを行う。	警察署職員に青少年健全育成関係団体が募る会議に参加してもらい、市内の犯罪(性犯罪を含む)発生状況を説明してもらった(警察職員の会議出席7回)。 また、SNSの利用に関する注意喚起のためのリーフレットを作成し、学校を始め関係団体に配付した(約48,000部)。 さらに、青少年育成指導員が地域を夜間巡回し、少年に非行・犯罪防止のための声掛けを行った(市内37全中学校区)。	文字・文章中心のリーフレットから、レイアウト等を工夫し、見やすいリーフレットに改善した。	B	継続	-	令和2年(2020年)4月27日付総合経営部長・行財政改革部長依頼「新型コロナウイルス感染症対策に対応するための事業の精査について」に基づく精査の対象事業であり、どのような形で継続をしていくかを検討していく。	性暴力被害防止に繋がると考えられる情報があれば、会議の場などを利用して青少年の健全育成を担う関係団体に情報提供を行う。また、青少年育成指導員の地域巡回は、都知事による外出自粛要請の期間外に実施する。	児童青少年課
60		4	(8)	⑩	33	性の商品化やメディアリテラシー等についての意識啓発	性の商品化やメディアリテラシー(※)について意識啓発のための講座等を実施する。 ※メディアリテラシー:メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいはメディアに流れる情報を取捨選択して活用する能力	①講座「母と娘で学ぶ 女の子のからだの変化と月経のお話」外1講座 参加者80名 ②講座「【親子で学ぶ】子どもとSNSトラブル~知っておこう!スマホ社会の現実と対応~」参加者14名	性の商品化やメディアリテラシーについて、若年層に対して意識啓発を行うため、親子で参加しやすい夏休み期間中に講座の開催日を設定した。	B	継続	-	親子を対象とした講座では女性の保護者の参加が多く、男性の保護者に対して性の商品化やメディアリテラシーについて意識啓発を行うため、すべての人が参加しやすい休日に講座の開催日を設定する。	性の商品化やメディアリテラシーについて意識啓発のための講座等を実施する。	男女共同参画課
61		4	(8)	⑩	34	セクシュアル・ハラスメント等防止についての意識啓発と情報提供	セクシュアル・ハラスメント防止のための資料を収集し、情報提供する。	①セクシュアル・ハラスメントについての情報が掲載された資料の配架 ②男女雇用平等セミナー「女性活躍のための法知識とハラスメント対策」※東京都労働相談情報センター八王子事務所共催 参加者のべ79名	-	B	継続	-	セクシュアル・ハラスメントはまだまだ無くない課題であるため、継続的に意識啓発と情報提供を行っていく。	セクシュアル・ハラスメント防止のための資料を収集し、情報提供する。	男女共同参画課
62		4	(8)	⑩	34	セクシュアル・ハラスメント等防止についての意識啓発と情報提供	①セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントを含むハラスメントの基礎知識を学び、その問題の意味と本質を正しく認識するとともに、ハラスメントのない職場環境を推進するために研修を実施する。また、研修において性的マイノリティについても周知する。 ②本市に設置されているハラスメント相談窓口及び苦情処理委員会についての役割を周知する。(特に非正規職員へのさらなる周知を図る。) ③管理職を対象として、改めてハラスメント防止に対する周知を行う。	①新任課長補佐・主査職対象ハラスメント防止研修は、12月20日に実施し46名が受講した。一般職対象は3月に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により次年度に延期した。 ・相談員相談受付件数 令和元年度(2019年度)10件 ②嘱託員及び臨時職員を含む職員の新規採用時には、相談方法やハラスメント研修資料の内容を周知している。 ③管理職対象ハラスメント防止研修は、12月12日に実施し、116名が受講した。	管理職対象ハラスメント防止研修は、今年度は外部講師を招きおこなった。	B	継続	-	ハラスメント相談窓口を周知することは継続し、職場内でのラインケアの重要性についても、管理職を中心として周知を行っていく。  ※ラインケア:労働者と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境等の改善や労働者に対する相談対応を行うもの。	引き続き、職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントを含むハラスメント防止に関する研修や情報提供を行う。 ①職員へのハラスメント防止に向けた周知・啓発eラーニングを用いた研修の実施。 ②管理職への外部講師による研修の実施。 ③相談窓口の周知や情報提供。ハラスメント相談員の育成を図り、相談体制の充実を図る。	安全衛生管理課
63		4	(8)	⑩	35	性的指向・性自認についての調査・研究	「同性パートナーシップ制度」についてをテーマに、八王子市人権施策等推進連絡会議を開催し、関連所管と情報共有及び研究・検討を行っていく。	4月に2回、人権施策等推進連絡会議を開催し、各所管課における現状把握や課題の洗い出しを行うとともに情報共有を図った。	会議の意図・目的を明確にするなどして関連所管からの情報収集に努めた。	C	継続	同性パートナーシップ制度導入の可否については意見が多様であり、調整に時間を要する。	国や都、他自治体の動向を注視しながら調査・研究を進めていく。また、地域での現状把握に努める。	都や他自治体との会議、市民へのアンケート(未定)などによる情報収集を行う。	総務課
64		4	(8)	⑩	36	性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供	性的指向・性自認など、性の多様性を尊重するための意識啓発と情報提供を行う。	①講演会「LGBT当事者が語る 多様な生き方や暮らし方」参加者46名 ②LGBT電話相談を実施した。(相談件数 10件)	LGBT電話相談を令和元年5月より開始した。	A	継続	-	相談者はさまざまな悩みや問題を抱えているため、引き続き電話での相談を実施する。	性的指向・性自認など、性の多様性を尊重するための意識啓発と情報提供を行う。 ①LGBT電話相談の実施 ②チラシの配架	男女共同参画課
65		4	(8)	⑩	36	性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供	フラワーフェスティバルやいちよう祭りなど、市内で行うイベントにおいてパートナーシップ制度に関するチラシ・パンフレットを配布する。	フラワーフェスティバル由木やいちよう祭りで啓発チラシを配布したことで市民周知につながった。	男女共同参画課においてLGBT相談を開始したため、その周知チラシをあわせて配布した。	B	継続	-	引き続き、各種イベントにおいて啓発チラシを配布し、市民周知を図る。	関連所管と連携し、各種イベントにおいて啓発チラシを配布する。	総務課
66		4	(8)	⑩	36	性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供	担当所管が職員向けの研修等を実施する際には、効果をより高めるため連携して取り組む。	①東京都市町村職員研修所「人権啓発研修」(テーマ:LGBT)受講者 29名 ②男女共同参画課と総務課で実施したLGBT研修のアンケート結果を情報共有し、研修に活用した。	-	B	継続	-	引き続き担当所管と連携して研修実施に取り組む。	引き続き、担当所管が職員向けの研修等を実施する際には、効果をより高めるため連携して取り組む。	職員課
67		5	(9)	⑩	37	女性の健康づくりに関する普及啓発	妊娠・出産と性にかかわる健康についての意識啓発と情報提供を行うことにより、女性の性の健康に関する理解を深める。	講座「母と娘で学ぶ 女の子のからだの変化と月経のお話」外1講座 参加者80名	女性の性の健康について、若年層に対して意識啓発を行うため、親子で参加しやすい夏休み期間中に講座の開催日を設定した。	B	継続	-	女性だけでなく男性に対しても女性の性の健康に関する意識啓発を行うため、就労している男性も参加しやすい休日に講座の開催日を設定する。	妊娠・出産と性にかかわる健康についての意識啓発と情報提供を行うことにより、女性の性の健康に関する理解を深める。	男女共同参画課
68		5	(9)	⑩	37	女性の健康づくりに関する普及啓発	5月の健康フェスタ・食育フェスタ、3月の女性の健康週間等のイベントを通じて、女性特有の疾病について普及啓発を行います。	・5月19日 健康フェスタ・食育フェスタ実施 来場者:11,072名 女性を対象としたブース:4ブース ・11月12日 がん予防・検診受診等普及啓発講座を創価大学にて実施	・健康フェスタ・食育フェスタにおいて出展団体の増加 ・若い世代(大学生)に向けた女性特有の疾病についての普及啓発	A	継続	-	より多くの市民に対して、女性の健康づくりに関する普及啓発を行う。 特に若い世代に向けた女性特有の疾病についての普及啓発、情報発信を行う。	5月の健康フェスタ・食育フェスタ(コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止)、3月の女性の健康週間等のイベントを通じて、女性特有の疾病について普及啓発を行います。	健康政策課

番号	めざす姿	重点課題	施策	実施の方向	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課
69	男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	5	(9)	⑬	37	女性の健康づくりに関する普及啓発	女性特有のがんをはじめとした疾病について、予防や検診、かかりつけ医の重要性、また、がんになっても慌てず冷静に対応できるよう、がん相談支援センター等について普及啓発を行う。 ①市民健康の日(5月20日)に実施する「健康フェスタ・食育フェスタ」にブース出展。NPO法人プレイブサークルから「大腸トンネル探検隊」をリースし、がん予防・がん検診の普及啓発を訴える。 ②本市学園都市という特性を活かし、女性の健康をテーマに各大学と連携し、講演会やイベントを企画。若い世代へがんへの理解、がん検診の重要性・普及啓発を図る。 ③両中核病院に設置されたがん相談支援センターと連携し、がん患者支援について、基礎自治体として実施すべき支援を検討していく。	①5月20日に実施した「健康フェスタ・食育フェスタ」においてブース出展。「大腸トンネル探検隊」をリースし、がん予防・がん検診の普及啓発を訴えた。 ②11月12日(火)、創価大学看護学部生を対象に産婦人科医を招き、婦人科系疾患の正しい知識、予防の重要性を伝える講座「未来つなげるいのちのために～私が私のためにできること」を実施。(参加者79名) ③東京医科大学八王子医療センター・山野美容芸術短期大学と連携し、化粧等のアピアランス支援を含めた講座を開催。(参加者30名) ※アピアランス:がんやがん治療による外見の変化	③がん患者支援のため、初めて、アピアランス支援を含めた講演を実施。	A	継続	-	②若い世代に対するがん検診の普及啓発の場の確保が難しい。健康部健康政策課と連携しながら、新たな展開を検討する。	・引き続き、がん検診、健康診査の受診率の向上、また、がん検診の精密検査受診率90%(国の目標値)の維持を目指し、疾病の早期発見・早期治療による市民の健康増進に寄与する。 ・がん予防の視点に加え、がん患者支援についても、両中核病院に設置されたがん相談支援センターと情報交換をする中で、基礎自治体として行うべき支援を検討していく。	成人健診課
						女性の健康づくりに関する普及啓発	妊娠・出産・子どもの健診等のイベント時に母自身の健康に関する情報提供や相談を行う。 ①妊娠期の教育の際、母(及びパートナー)の健診や生活習慣の改善の重要性を伝え、必要に応じ健康相談を実施する。 ②出生連絡カード、乳児医療証からの出生情報をもとに、生後4か月までのあかちゃん訪問の際、母の体調や気持ちに対する相談、身体の変化や健康に関する情報提供を行う。産後うつ等の予防と早期対応を行うため、母親に対して質問用紙を用いたスクリーニングを段階的に進めていく。 ③乳幼児健診時に、特定健診およびがん検診等の勧奨を行う。	①妊娠期の教育(パパママクラスほか)の際に、母(及びパートナー)の健診の必要性や生活習慣の改善等について説明した。(パパママクラス等参加57回、1,321人) ②赤ちゃん訪問時に、産後うつ病質問票を令和元年7月から1,589件行った。 ③乳幼児健診時において、特定健診及びがん検診の推奨を行い健康に過ごせるよう勧めた。3~4か月児・1歳6か月児・3歳児健診 216回、9,904人	産後うつ病質問票を導入することにより、母のホルモンバランスが大きく変動する、産後のメンタルの状況把握が容易になった。必要な支援を紹介したり、継続的なかかわりができるようになった。	B	継続	-	女性特有の体の変化に応じた支援を行う。特に、妊娠期や子育て期における女性への健康支援を実施していく。	妊娠・出産・子どもの健診等のイベント時に母自身の健康に関する情報提供や相談を行う。 ①妊娠期の教育の際、母(及びパートナー)の健診や生活習慣の改善の重要性を伝え、必要に応じ健康相談を実施する。 ②出生連絡カード、乳児医療証からの出生情報をもとに、生後4か月までのあかちゃん訪問の際、母の体調や気持ちに対する相談、身体の変化や健康に関する情報提供を行う。産後うつ等の予防と早期対応の充実を図るため、母親に対して質問用紙を用いたスクリーニングを全訪問で導入する。 ③引き続き、乳幼児健診時に、集団でがん検診等をすすめる。	保健福祉センター(大横、東浅川、南大沢)
						女性の健康づくりに関する支援	女性特有の疾病を早期発見・早期治療に結びつける健康診査・がん検診を実施する。 ①5月17日 国・新たなステージに入ったがん検診支援事業等によるがん検診無料クーポン券約57,000通発送 ②6~11月 がん検診受診勧奨、再勧奨を個別通知を交付	①5月17日 がん検診無料クーポン券 女性36,261通(男女合計59,625通)発送 ②6~11月 がん検診受診勧奨、再勧奨を個別通知を交付 胃がんエックス線検診 受診者(女性のみ)…1,614人 胃がん内視鏡検診 受診者(女性のみ)…4,675人 肺がん検診 受診者(女性のみ)…13,846人 大腸がん 受診者(女性のみ)…31,228人 乳がん検診 受診者(女性のみ)…12,261人 子宮頸がん検診 受診者(女性のみ)…19,339人 特定健康診査 受診者(女性のみ)…24,187人 18~39歳 受診者(女性のみ)…572人	昨年度から実施した胃がん内視鏡検診の対象年齢を拡大。	A	継続	-	平成30年度導入以降、受診者が増加している胃内視鏡検査については、今年度の状況も確認しながら、対象年齢の更なる拡大を検討する。 案内のデザインや文言をより、検診受診に結びつくように改善していく。	成人健診課	
女性の健康づくりに関する支援	【特定不妊治療費助成】 高額な医療費を要する特定不妊治療について、治療に要する費用の一部を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る。 【検査・検診の実施】 性に関する検査や相談により健康支援を行う。	【特定不妊治療費助成】 助成実人数 H30 330人 R1 357人 助成件数 H30 535件 R1 604件 治療費助成金 H30 129,462,679円 R1 144,054,406円 【検査・検診の実施】 ①学生天国や大学祭等において、エイズ・ピア・エドゥケーターによるHIV・性感染症の普及啓発を実施した。また、感染症事業における健康教育の機会を通じ、HIV・性感染症の普及啓発を実施した。 ②HIV・性感染症検査の無料検査・相談を実施した。(令和元年度 HIV検査件数 1,347件、相談 2,990件/年) ※新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小のため 3月(4回分)は事業中止 大学生に向けてSNSを活用した検査の周知を実施	【特定不妊治療費助成】 H31.4月から補助対象となる夫婦の所得合計額を730万円未満から905万円未満に変更した。また、患者さんに対して、都独自の補助(不育症検査)の紹介を行った。	検査について広く周知したほか、相談内容に丁寧に対応し、必要時関係機関につなげた。	B	継続	-	特定不妊治療費助成、検査・検診の実施については継続して実施する。	【特定不妊治療費助成】 高額な医療費を要する特定不妊治療について、治療に要する費用の一部を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る。 【検査・検診の実施】 性に関する検査や相談により健康支援を行う。 ①エイズ・ピア・エドゥケーターによるHIV・性感染症の普及啓発 ②HIV・性感染症の無料検査(毎水曜日)及び相談(随時) ※エイズ・ピア・エドゥケーター:同世代の若者に対して普及啓発を行う大学生等。HIV/エイズ及び性感染症の予防や感染者への理解について対象者と共に学び考える活動を保健所と一緒に進行。	保健対策課					
73		5	(9)	⑳	39	学習指導要領に基づいた適正な性教育の実施	各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえた性教育を実施することで、児童・生徒が性に関する正しい知識を得ることができるようにする。そのために、性教育の適正な実施について、市立小・中学校に性教育の全体計画及び年間指導計画の作成を義務付けさせ、児童・生徒の発達段階に応じた指導を実施していく。	学習指導要領の趣旨を踏まえた性教育を実施することで、児童・生徒が性に関する正しい知識を得ることができるようにするために、性教育の適正な実施について、市立小・中学校に性教育の全体計画及び年間指導計画の作成を義務付けさせ、児童・生徒の発達段階に応じた指導を実施した。	都の指導資料に基づいた全体計画の作成を学校に依頼した。	B	継続	-	今後も性教育の全体計画、年間指導計画に基づいた指導を継続して実施していく。	各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえた性教育を実施することで、児童・生徒が性に関する正しい知識を得ることができるようにする。そのために、性教育の適正な実施について、市立小・中学校に性教育の全体計画及び年間指導計画の作成を義務付けさせ、児童・生徒の発達段階に応じた指導を実施していく。	指導課

番号	めざす姿	重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課			
74	男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	めざす姿2	(9)	⑳	40	思春期からの性にかかわる健康と妊娠・出産についての意識啓発と情報提供	女性の体の仕組み、妊娠・出産や性被害予防等の理解を深めるために意識啓発を行う。	①講座「母と娘で学ぶ 女の子のからだの変化と月経のお話」参加者80名 ②講座「思春期の女の子のココロと身体の変化のお話」(保護者対象)参加者26名	講座「思春期の女の子のココロと身体の変化のお話」については、これまで開催日を平日としていたが、より多くの保護者の参加を促すために土曜開催とした。	B	継続	-	講座の開催日を休日に設定し、保護者だけでなく、当事者である子どもも参加も促していく。 なお、さらなる意識啓発を進めるため、男児を対象とした女性の体の仕組みを学ぶ講座の開催を検討する。	女性の体の仕組み、妊娠・出産や性被害予防等の理解を深めるために意識啓発を行う。	男女共同参画課			
75						(9)	⑳	40	思春期からの性にかかわる健康と妊娠・出産についての意識啓発と情報提供	中学生が赤ちゃんやその家族とふれあう体験の場を提供し、赤ちゃんのぬくもりを感じ、いのちの尊さや家族の絆の大切さを考え、次代の親を育む取り組みを推進する。 ・市内公立中学校に参加呼びかけ、31校で実施する予定である。	市内公立中学校21校で実施した。 ※令和元年度は31校で実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、10校が中止となった。	赤ちゃんや妊婦さんのボランティア募集チラシやホームページの内容更新を行い、より多くのボランティアにご参加いただいたことで、中学生に対して、多くのふれあいの機会を提供した。	B	継続	-	今後も実施校数の拡大に努め、より多くの中学生に、いのちの大切さを学び、自尊心を育む機会を提供する。	引き続き、実施を希望する公立中学校に対して、中学生が赤ちゃんやその家族、妊婦さんとふれあう機会を提供する。	子どものしあわせ課
76						(9)	㉑	41	妊娠期から子育てまでの切れ目のない支援の実施	女性が生涯にわたる健康な生活を送るために、妊娠期から切れ目のない母子支援を行う。 ①母子健康手帳交付時に、妊娠期から産後の体の変化や相談先等、健康に関する情報を封入した「親と子の保健バッグ」「親子の健康ガイド」等を配布。 ②保健師等の専門職が「妊婦面談」を実施。妊娠、出産、育児等の相談、情報提供および要フォロー者の早期支援。 ③妊娠期の教育(パパママクラス(平日・休日)の継続実施。 ④H30.8～産後ケア事業開始。	①母子健康手帳交付時に「親と子の保健バッグ」を配布して、健康に関する情報提供を行った。妊婦届出数 3,217件。 ②妊婦面談 2,548件(うち要支援者数 594人) ③妊娠期の講座(パパママクラス(平日・休日)、プレマ料理教室等)を実施した。57回 ④産後ケア事業(訪問型) 368件	妊娠期の教育では、血管年齢測定や血圧測定を行い、自分の健康への関心を高めた。赤ちゃんが産出した後に利用できる産後ケアに関するも、妊娠期より説明し、必要な方が利用できる環境を整えることができた。	B	継続	-	体の変化が大きい、産後の支援の充実を図ることで、充実し、女性が生涯にわたり健康な生活が送れるよう支援する。	①母子健康手帳交付時に、妊娠期から産後の体の変化や相談先等、健康に関する情報を封入した「親と子の保健バッグ」「親子の健康ガイド」等を配布。 ②保健師等の専門職が「妊婦面談」を実施。妊娠、出産、育児等の相談、情報提供および要フォロー者の早期支援。 ③妊娠期の教育(パパママクラス(平日・休日)の継続実施。 ④産後ケア事業の訪問型に加え、通所型および宿泊型を開始する。	女性が生涯にわたり健康な生活を送れるよう、妊娠期から切れ目のない母子支援を行う。
77	(9)	㉑	41	妊娠期から子育てまでの切れ目のない支援の実施	支援対象児童等について、関係所管と連携を図り、適切な支援を行う。	子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関として、支援対象児童等について情報共有を図り、支援を行ってきた。 代表者会議1回、実務者会議2回、地域ブロック会議5回、地域ブロック会議中学校区分科会47回、個別ケース検討会議200回、特手妊婦進行管理会議36回	中学校区分科会に関しては、地域により、年2回開催する中学校をが増やしたため、昨年よりも回数が増えている。(H30年度開催数41回)	B	継続	-	中学校区分科会については、これまで概ね年1回の開催であったが、関係機関の協力もあり、年2回開催の中学校区が増えた。今後は全中学校において年2回開催できるよう検討していく。	引き続き、関係機関と連携しながら、児童虐待防止のため、情報共有を行い、支援対象児童について支援を行っていく。	子ども家庭支援センター					
78	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会	めざす姿3	(10)	㉒	42	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進するための意識啓発と情報提供	市民への意識啓発と情報提供を様々な方法により積極的に行うことにより、ワーク・ライフ・バランスについての理解を深める。 ①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発のための講座等を実施する。 ②男性の育児参画を目的として、父親の育児休業取得を勧めるリーフレットを作成し、母子手帳の交付を申請した市民に配布している「親と子の保健バッグ」に同封することにより、出産を予定している市民に直接配布する。 ③「女と男のいきいきフォーラム八王子」開催時に、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。 ④ホームページにおいて、ワーク・ライフ・バランスの周知を行う。	①男女共同参画週間記念講演会「心をほぐすストレッチ～笑顔で明日を迎えるために～」(参加者158名) ②父親も育児休業取得促進リーフレットを配布した。(400枚×12か月) ③第29回「女と男のいきいきフォーラム八王子」団体企画として、「働き方を賢く選ぶための、社会保険とお金のトリセツ」参加者20名 「パパと一緒にソーセージ作り」参加者12組 ④ホームページにおいて、ワーク・ライフ・バランスとは何かについて市民向けに周知を行った。	講演会などの参加者の募集については、広報はちおうじやジョypバー等への掲載を利用して周知する場を広げた。	B	継続	-	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進に関する意識啓発や情報提供を継続していくことが市民に広く理解されることにつながるため、今後も「男女共同参画週間」や「女と男のいきいきフォーラム八王子」の開催などのイベント等の機会を通して周知していく。	市民への意識啓発と情報提供を様々な方法により積極的に行うことにより、ワーク・ライフ・バランスについての理解を深める。 ①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発のための講座等を実施する。 ②男性の育児参画を目的として、父親の育児休業取得を勧めるリーフレットを作成し、母子手帳の交付を申請した市民に配布している「親と子の保健バッグ」に同封することにより、出産を予定している市民に直接配布する。 ③「女と男のいきいきフォーラム八王子」開催時に、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。 ④ホームページにおいて、ワーク・ライフ・バランスの周知を行う。	男女共同参画課			
79						(10)	㉓	43	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進のための関係法規等の周知と意識啓発	事業者に対して、労働関係法規等の周知と意識啓発を行うことにより、ワーク・ライフ・バランスについての理解を深める。 ①事業主や人事担当者を対象に、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランスの啓発を促すセミナーを実施する。 ②事業者向けワーク・ライフ・バランス啓発リーフレットを作成し、配布する。	①男女雇用平等セミナー「女性活躍推進のための法知識とハラスメント対策」延べ参加者79名 ※東京都労働相談情報センター八王子事務所共催 ②はちおうじ就職ナビ掲載企業(296社)及び八王子商工会議所会員企業(1,363社)へ、事業者向けワーク・ライフ・バランス啓発リーフレットを配布した。また、あわせて女性活躍推進法に関する情報提供をし、一般事業主行動計画の策定を促した。	①の男女雇用平等セミナーでは、雇用者・人事労務担当者を対象に、女性活躍推進に関する深い法令の知識について情報提供を行った。	B	継続	-	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進のためには、事業者における自主的な取組が不可欠である。事業者や人事労務担当による労働者への配慮を欠かさないことを再認識してもらったこととなるよう、引き続き関係所管との連携を図り、女性活躍推進法に関する情報提供を行っていく。	事業者に対して、労働関係法規等の周知と意識啓発を行うことにより、ワーク・ライフ・バランスについての理解を深める。 ①事業主や人事担当者を対象に、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランスの啓発を促すセミナーを実施する。 ②事業者向けワーク・ライフ・バランス啓発リーフレットを作成し、配布する。	男女共同参画課
80						(10)	㉓	43	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進のための関係法規等の周知と意識啓発	①東京都労働相談情報センターとの共催により労働法制等に関するセミナーを実施する。 ②Webサイト「はちおうじ就職ナビ」等において、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の認定制度や助成金制度、相談窓口について周知を図る。	①事業主・労務担当者を対象に、最新の労働体制や、男女ともに働きやすい職場づくりに関するセミナーを実施。(6回、参加者492名) ②就職ナビを活用し、企業に対して随時情報提供を行った。	-	B	継続	-	従業員が働く環境の整備について、より多くの事業者が高い意識を持ってもらうため、今後も継続的な取り組みが必要である。	新型コロナウイルス感染症の状況によるが、 ①東京都労働相談情報センターとの共催により、労働法制等に関するセミナーを実施する。 ②Webサイト「はちおうじ就職ナビ」等において、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の認定制度や助成金制度、相談窓口について周知を図る。	産業政策課

番号	めざす姿	重点課題	施策	実施の方向	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課
81	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会	6	(10)	㉓	44	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進する企業の紹介と支援	企業におけるワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進する企業を紹介する。	性別を問わず、いきいきと活躍するための様々な取組を行っている企業について、ホームページを活用し紹介した。	-	B	継続	-	関係機関と積極的に情報共有を行い、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業や女性活躍を推進している企業の情報を収集し紹介する。	企業におけるワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進する企業を紹介する。	男女共同参画課
82		6	(10)	㉓	44	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進する企業の紹介と支援	子育て応援企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の取り組みを市民に知ってもらうため、さまざまな媒体を活用して、取り組み内容を紹介する。 子育て応援企業の交流の場を設けて事業者間で情報共有ができるようにし、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	市のホームページや子育てガイドブックにおいて、子育て応援企業におけるワーク・ライフ・バランス支援の取り組みを紹介した。 事業者間での情報共有・交流の場となる子育て応援カフェを開催した。 ・実施回数 2回 ・参加団体数 24団体(延べ参加人数 31名)	より広く市民に知ってもらうため。ホームページや子育てガイドブックだけでなく、広報への連続掲載に向けて準備を進めている。 事業者間の連携強化のための仕組みや共同開催イベントについて情報交換を行った。	B	継続	-	引き続き、登録事業所数の拡充と取り組み内容の周知を図り、働きながら子育てがしやすい環境の整備を行っていく。	子育て応援企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の取り組みを市民に知ってもらうため、さまざまな媒体を活用して、取り組み内容を紹介する。 子育て応援企業の交流の場を設けて事業者間で情報共有ができるようにし、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	子どものしあわせ課
83		6	(10)	㉓	44	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進する企業の紹介と支援	「八王子市における総合評価方式の適用ガイドライン(工事契約)」に基づき、今後も、「男女共同参画の推進状況」を評価項目(選択項目)としていくことで、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を推奨するとともに、意識啓発を図っていく。	総合評価方式対象の案件に「男女共同参画の推進状況」を評価項目(選択項目)として選択し、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の推奨を図った。  総合評価案件:34案件中 6件採用	-	B	継続	-	「八王子市における総合評価方式の適用ガイドライン(工事契約)」に基づき、今後も、「男女共同参画の推進状況」を評価項目(選択項目)としていくことで、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を推奨するとともに、意識啓発を図っていく。	総合評価方式を採用する入札案件において「男女共同参画の推進状況」を評価項目(選択項目)として採用し、事業者へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を図る。	契約課
84		6	(10)	㉔	45	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	職場におけるワーク・ライフ・バランスを推進するために、全所管に対し、ワーク・ライフ・バランス推進の取組を働きかける。	全所管に対して、男女共同参画課で作成したワーク・ライフ・バランスを推進するための取組一覧表を各職場に掲示して、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むよう働きかけた。	-	B	継続	-	各職場、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりのため、取組一覧表の掲示を継続的に実施し、各職場の着実な意識改革が進むように積極的に働きかける。	職場におけるワーク・ライフ・バランスを推進するために、全所管に対し、ワーク・ライフ・バランス推進の取組を働きかける。	男女共同参画課
85		6	(10)	㉔	45	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	市の安全衛生活動を行う7つの事業場ごとに、半期ごとに所属のワークライフバランスの推進目標達成状況の検証を行うことにより、行政におけるワーク・ライフ・バランスの推進及び意識向上を行う。	令和元年度(2019年度)は、ワーク・ライフ・バランスの推進目標を2つ定め、各所管共通目標とした。 (1)全職員が年次有給休暇を年間13日以上取る。(2)全職員の年間時間外勤務時間数を360時間以内にする。 各事業場の達成率は以下の通り。 本庁舎等事業場 全51所管【(1)66%、15.6% (2)86%、62.7%】 福祉三部事業場 全21所管【(1)38.1%、0% (2)66.7%、47.6%】 子ども家庭部事業場 全7所管【(1)14%、71% (2)43%、28%】 環境二部事業場 全10所管【(1)70%、50% (2)90%、80%】 水循環部事業場 全3所管【(1)0%、0% (2)100%、100%】 都市建設四部事業場 全22所管【(1)50%、36% (2)100%、100%】 教育委員会事業場 全18所管【(1)11.11%、5.56% (2)55.56%、55.56%】 ※【】内数字は、前が上半期、後が年間の達成率	(1)、(2)の共通目標は平成30年度(2018年度)から3年間継続して行う計画とし、取組の定着を図った。	ここ数年は、時間外勤務時間の削減により、取組成果が見えていたが、令和元年度は台風15号、19号やデータセンタートラブル、新型コロナウイルス感染症対策により、時間外勤務時間が増加したため、目標の達成が困難であった。	C	継続	引き続き、職員安全衛生委員会において、共通目標、特に「全職員が年次有給休暇を年間13日以上取得する」の達成率が低いという課題を認識し、各事業場単位での取組につなげていく。	市の安全衛生活動を行う7つの事業場ごとに、半期ごとに所属のワークライフバランスの推進目標達成状況の検証を行うことにより、行政におけるワーク・ライフ・バランスの推進及び意識向上を行う。	安全衛生管理課
86	6	(10)	㉔	46	育児休業及び介護休暇制度の周知と取得に向けた職場の環境づくり	①育児休業及び介護休暇制度の周知と取得に向けた職場の環境づくりを進めるため、若手女性職員を対象にキャリアデザイン研修を実施する。 ②全課で取り組むべき性別によらない職務分担やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組一覧表を周知する。	①「女性職員のためのキャリアデザイン研修(主事編)」参加者28名 「女性職員のためのキャリアデザイン研修(主任編)」参加者24名 ②性別によらない職務分担やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組一覧表を全課に周知した。	-	B	継続	-	職員の育児休業及び介護休業取得の向上のため、各種制度の周知を含む啓発研修を今後も継続していく。また、職場全体での取組が職員の育児休業及び介護休業取得への意識向上につながるため、引き続き職場の環境づくりについて組織全体で進めていく。	①育児休業及び介護休暇制度の周知と取得に向けた職場の環境づくりを進めるため、若手女性職員を対象にキャリアデザイン研修を実施する。 ②全課で取り組むべき性別によらない職務分担やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組一覧表を周知する。	男女共同参画課	
87	6	(10)	㉔	46	育児休業及び介護休暇制度の周知と取得に向けた職場の環境づくり	市の職員の育児休業・介護休暇取得を促進し、ワーク・ライフ・バランス実現を支援する。 ①育児休業明けにおける職員の不安を軽減するため、育児休業者復帰支援研修を実施する。 ②育児休業者復帰支援研修への参加の意義を伝え、参加率を高めていく。 ③市男性職員の育児休業取得率を向上させる。(特定事業主行動計画の目標値:13%) ④すくすくサポートブックの改訂	①育児休業者復帰支援研修の実施 例年3月に実施していたが、令和元年度については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、開催は中止し、資料送付とした。対象者45名 ②市男性職員の育児休業取得率の向上 市男性職員育児休業取得率 40.4%(H30年度23.8%) ③すくすくサポートブックの改訂 最新の制度を反映した内容に改訂し、窓口等で配布することで制度の更なる周知に努めた。	新型コロナウイルス感染症の影響により、育児休業者復帰支援研修が開催できなかったが、後日個別の質問に対応し、丁寧な説明を行うことで復帰者の不安や疑問の解消に努め、スムーズに職場復帰できるようサポートした。	-	B	継続	-	引き続き制度内容についての周知を進めていくことはもちろん、男性の育児休業取得率が増加傾向にある中で、男性が育児休業に入ることが少数ではなく、一般的であること周知していくことで、取得しやすい職場環境や職員の意識醸成に寄与し、相乗的に取得率の向上に繋げていく。	市の職員の育児休業・介護休暇取得を促進し、ワーク・ライフ・バランス実現を支援する。 ①育児休業明けにおける職員の不安を軽減するため、育児休業者復帰支援研修を実施する。 ②育児休業者復帰支援研修への参加の意義を伝え、参加率を高めていく。 ③市男性職員の育児休業取得率を向上させる。(特定事業主行動計画の目標値:13%) ④すくすくサポートブックの改訂	労務課

令和元年度(2019年度)所管課自己評価一覧

番号	めざす姿	重点課題	施策	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課	
88	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会	6	(11)	⑤	47	男性に対する家事・育児・介護に関する知識習得のための講座等の実施	男性が家事・育児・介護等、家庭生活に積極的に参画できるように、子育て世代や中高年の男性を対象に具体的な知識や技術の習得ができる講座を実施する。	①講座「パパとつろう！パラパラチャーハンとアツ餃子」参加者40名 ②講座「シルバーエイジを迎える男性の料理講座 男の腕まくり」参加者のべ72名 ③講座「男性のための介護講座～知っておきたい介護のイロハ～」参加者21名	B	継続	-	家事・育児・介護等の家庭生活における男女共同参画を進めるため、講座等の継続的な実施を通して、男性が固定的性別役割分担意識について考える契機をつくっていく。	男性が家事・育児・介護等、家庭生活に積極的に参画できるように、子育て世代や中高年の男性を対象に具体的な知識や技術の習得ができる講座を実施する。	男女共同参画課	
89		6	(11)	⑤	47	男性に対する家事・育児・介護に関する知識習得のための講座等の実施	男性が育児など家庭生活に積極的に参画できるように、子育て世代の男性を対象に具体的な知識や技術の習得ができる講座の実施や遊びを通して育児参加の機会を提供した。 ・「講座(3講座 参加者97人)『親子でリトミック』」外 ・「遊びをととした育児参加機会の提供(40回 参加者625人)『パパといっしょ』」外	-	B	継続	-	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための意識づくりとして、男性に対する家庭生活への参画のための知識習得の推進となる講座などを実施していく。	継続して、男性が育児など家庭生活に積極的に参画できるように、子育て世代の男性を対象に具体的な知識や技術の習得ができる講座の実施や子どもとのふれあいの機会を提供する。	児童青少年課	
90		6	(11)	⑤	47	男性に対する家事・育児・介護に関する知識習得のための講座等の実施	男性の高齢者を対象に、料理教室を行う。男性が料理を覚えることで、同居人が介護が必要な状態になっても自活して生活していくように生活力の向上と料理の知識や技能を地域活動に活かす。	第3期八王子市地域福祉計画にて整備を進める地域福祉推進拠点で「男を磨く料理教室」(自主サークル)を石川地区で定期的に実施。拠点石川はこれに協力。延96人が参加。講師は八王子地域活動栄養士会。	昨年度より自主サークルによる運営	B	継続	-	自主サークルの活動方針による。拠点石川では引き続き協力を進める。	自主サークルの活動方針による。拠点石川では引き続き協力を進める。	福祉政策課
91		6	(11)	⑤	48	育児に参画するための妊娠期からの講座等の実施	妊娠期の教育等の機会を通じ、父親が育児における役割を学び、主体的にかかわることができるよう意識向上を図る。 ①妊娠届出時、父親ハンドブックを配付 ②妊娠期の講座(パパマクラス)を開催。父親が妊娠期から出産後までの女性の心と体の状況について知り、家庭での子育てにおける役割やその技術を学ぶ。 ③グループワークを通じて地域における父親の役割を参加者同士で考える機会を持つ。	①父親ハンドブックを妊娠届出時、親と子の保健パックと一緒に配付した。 ②妊娠期の講座における父親の参加者数 460人 ③パパマクラスでは、家庭内・地域での父親の役割等を考えるグループワークを実施し、参加者同士の交流を行った。	より広く事業を知ってもらえるように、周知用ポスターの内容を刷新した。	B	継続	-	父親同士の地域での関わり方や産後のイメージづくりを促すことで、父親の育児参加への意識向上を図る。	妊娠期の教育等の機会を通じ、父親が育児における役割を学び、主体的にかかわることができるよう意識向上を図る。 ①妊娠届出時、父親ハンドブックを配付 ②妊娠期の講座(パパマクラス)を開催。父親が妊娠期から出産後までの女性の心と体の状況について知り、家庭での子育てにおける役割やその技術を学ぶ。 ③グループワークを通じて地域における父親の役割を参加者同士で考える機会を持つ。	保健福祉センター(大横、東浅川、南大沢)
92		6	(11)	⑥	49	地域活動への参画を促すための機会の提供	地域活動のきっかけとなるよう企画された事業において、地域の中で生きがいをもって生活する気づきにつなげる。 ●はちおうじ志民塾 ・9月14日(土)の入塾式から2月22日(土)の卒業式まで計16回を開催する。	地域活動への参加のきっかけとなるよう企画された事業において、地域の中で生きがいをもって生活する気づきにつなげることができた。 ●はちおうじ志民塾 ・9月14日の入塾式から2月22日の卒業式まで計16回の講座を開催した。 ・22名の卒業生には、地域活動のきっかけとなるような講座を周知した。	昨年度までは実行委員会の活動紹介を講座に組み入れていなかったが、市内には八王子まつりやいちよう祭りを始めとする、実行委員会形式で実施されている行事等が数多くあることから、市内で実行委員会形式の行事等に精通している方からの講座を追加した。	B	継続	-	男性の地域活動への参加きっかけとなるよう、今後も講座の実施及び地域活動団体の紹介を継続する。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年度(2020年度)の「はちおうじ志民塾」と「お父さんお帰らないパーティー」については、定員を減らす、オンラインを活用するなど、3密とならないよう従来とは形を変えて実施する予定である。今後も市民活動支援センターと連携し地域活動団体の情報提供等を行い、市民に対して地域活動への参画の機会を提供していく。	協働推進課
93		6	(11)	⑥	49	地域活動への参画を促すための機会の提供	①「生涯学習コーディネーター養成講座」を開催し、地域で生涯学習を支援する人材を養成することで地域活動への参画を促す機会を提供する。 ②出前講座については、幅広く市民に周知活用を促す。	①市民の生涯学習活動を支援する人材を養成するために、「生涯学習コーディネーター養成講座」を開催し、11名が受講し、9名が修了した。 ②出前講座では136講座を展開し、出前講座冊子も増刷するなど周知に努め、延べ205,539人の方が受講した。	①昨年度の受講者アンケートを参考に、時間配分の調整や活動に結び付くような講義内容に変更するなど、事業の充実を図った。 ②総講座数が3件増えたことにより、提供できる講座の幅が広がった。	B	継続	-	①講座を修了した受講者に、その成果を活かせる場の紹介を行えるよう検討する。 ②講座の内容を充実し、今後も市民に地域での参画を促す分野の講座を提供できるよう、努めていく。	①新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、中止とする。 ②新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しつつ、市民に多様な学びを提供する。	生涯学習政策課
94		7	(12)	⑦	50	保育所等の受け入れ体制の充実	安全な保育環境の確保及び保育の質の向上を図るため、老朽化が進んでいる民間保育施設の整備を行うことで、保護者が安心して働くことができる環境を整備し、あわせて保育定員17名分拡大する。 ・認可保育所5園(新設1園、増改築等3園、分園設置1園)の施設整備を行う。	認可保育所4園(新設1園、増改築2園、大規模修繕1園)の施設整備を行い、あわせて保育定員を11名分拡大した。	保育の質の向上のため、老朽化した民間保育施設の整備を中心に行った。	B	継続	-	安全な保育環境の確保及び保育の質の向上のため、老朽化した民間保育施設の整備を行っていく。また、質の高い幼児教育・保育サービスの提供のため、認定こども園の設置を促進する。	安全な保育環境の確保及び保育の質の向上を図るため、老朽化が進んでいる民間保育施設等の整備を行うことで、保護者が安心して働くことができる環境を整備する。 ・認可保育所1園(大規模修繕1園)、認定こども園2園の施設整備を行う。	子どものしあわせ課
95		7	(12)	⑦	51	障害児保育、一時保育、病児病後児保育の充実	障害児保育、一時保育、病児病後児保育の充実を図ることにより、保護者が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備する。 ①一時保育及び病児・病後児保育室は、27年3月に策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき拡充を図る。 ②保育園・幼稚園において、気になる児童に対して巡回発達相談を行うとともに、併せて障害児への保育を実施する保育士への支援を行う。 ③市立千人保育園において土曜日の一時保育を試行実施する。	①一時保育実施 25園、病児・病後児保育室4か所 ②巡回発達相談実績 346回(認可保育所304回、幼稚園42回) ③市立千人保育園において土曜日の一時保育を試行実施。	②巡回発達相談の記録を保護者がマイファイルに残せるよう、巡回相談実施時に実施日等を記載したシールを配布した。	B	継続	-	保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、保育サービスの充実を図っていく。 ・市民ニーズを調査把握し施策へ反映 ・市立千人保育園において土曜日の一時保育を試行実施の継続 ・JR八王子駅周辺における、病児・病後保育施設の開設	①現状の取組を継続する。 ②フォローアップ相談の強化や発達障害児地域支援講習会の実施により発達障害児支援の取組の充実を図る。	保育幼稚園課

番号	めざす姿	重点課題	施策	実施の方向	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課
96	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会	7	(12)	7	52	ファミリー・サポート・センター事業の実施	保護者と子どもの生活の安定を図るため、地域での育児の相互援助活動であるファミリーサポート事業による子育て支援を行う。 ①PR活動に力をいれ提供会員数の増加を図る。 ②依頼会員希望の方への説明会を毎月行う。 ③保育士等の資格のない提供会員登録希望者の講習会を年2回行う。 ④平成28年度から対象児童の年齢拡大(小学校4年生⇒6年生)。	①民生委員定例会等で、事業の説明と提供会員の募集を行った。 ②毎月1回説明会を行い会員数の増加を図った。参加人数 282人。 ③提供会員希望の方への講習会を3回(各3日間)行った。 ④延べ参加人数 133人。 ⑤対象児童の年齢拡大を実施(小学校4年生⇒6年生)。対象年齢(11・12歳)活動実績 81件。	保育資格がない方も提供会員になれる機会を増やすため、登録に必須のサポート講習会(3日間)を年2回→3回に増やした。	B	継続	-	①保育士等の資格のない提供会員登録希望者の講習会を年2回以上行う。 ②子どもを預かる提供会員が不足しており、新たな方法での周知を実施する。 ③地域住民による相互援助のボランティア活動である事業の趣旨を機会を捉えて説明していく。	①PR活動に力をいれ提供会員数の増加を図る。 ②依頼会員希望の方への説明の機会を増やす。 ③保育士等の資格のない提供会員登録希望者の講習会を年2回以上行う。	子ども家庭支援センター
						子どものためのショートステイ、トワイライトステイの充実	ショートステイやトワイライトステイを実施し、ライフスタイルに合わせた保護者と子どもの生活の安定を図る。 ①ショートステイ(施設・家庭)、トワイライトステイの実施 ②ショートステイ養育協力家庭事業の受託家庭数増に向けたPR強化	①ショートステイ・トワイライトステイを実施し、保護者と子どもの安定を図った。 ショートステイ実施件数851件 トワイライトステイ実施件数203件 ②ショートステイ養育協力家庭募集のPRを行った。 受託家庭数 5家庭	養育協力家庭については、PRの効果もあり、1家庭増え、5家庭となった。	B	継続	-	ショートステイ養育協力家庭の受託者数増に向け、ファミリー・サポート・センターの事業説明会、はちバスや北口通路の掲示板を利用した事業のPR等周知を強化する。	引き続き、ファミリー・サポート・センターの事業説明会、はちバスや北口通路の掲示板を利用し、PRするとともに、家庭的保育事業者にも周知を図り、更にPRを強化する。	子ども家庭支援センター
						学童保育所等の受け入れ体制の充実	学童保育所等の受け入れ態勢を充実し、児童の居場所を確保することにより子育て支援を行う。 令和元年度は以下の学童を拡充予定。 第十小学童保育所第四クラブ、台町学童保育所、みなみ野君田小学童保育所、別所学童保育所	施設の新築等により187名の定員を増員し、受け入れ態勢の充実を図った。 第十小学童保育所第四クラブ(40人)、台町学童保育所第三クラブ(40人)、みなみ野君田小学童保育所第三クラブ(+57人)、別所学童保育所(+50人)	-	B	継続	-	低学年児童等、放課後の適切な居場所として学童保育所の必要性が高い児童のために、施設の適正配置に努めていく。	今後も待機児童が多く発生する見込みのある小学校区(第四小学同保育所)について施設整備を実施し、学童保育所の受け入れ態勢を充実し、児童の居場所を確保することにより子育て支援を行う。	児童青少年課
						親子ふれあい広場、親子つどいの広場の充実	①「親子ふれあい広場」「親子つどいの広場」の利用を通し、養育に負担や困難を感じている家庭について、助言及び支援を行う。 ②広場スタッフにスキルアップ研修を実施し、広場機能を充実させていく。	①「親子ふれあい広場」「親子つどいの広場」の利用を通し、養育に負担や困難を感じている家庭について、助言及び支援を行った。 親子つどいの広場利用者件数 55,229件 親子ふれあい広場利用者件数 62,952件 広場の相談件数 6,643件 ②研修は実施できなかったものの、感染予防対策など広場機能の向上に努めた。	親子ふれあい広場3か所(館、元八王子、石川)を市民団体に委託し、広場の体制を充実させるとともに地域のつながりを強化した。	B	継続	-	概ね3歳未満の乳幼児とその保護者が気軽に集い、相互の交流を行う場所を設置することにより、子育てについての相談、情報提供、援助等ができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	①感染予防対策を行いながら安定した広場の運営 ②子育てに関わる相談の強化 ③広場スタッフに対する研修の実施	子ども家庭支援センター
						ひとり親家庭の就労に向けた支援の実施	ひとり親家庭の生活の安定と社会的自立のため、生活や就労に対する不安を解消するための講座を実施する。	シングルマザー応援講座「シングルマザーのお金の話」参加者21名	シングルマザーが活用できる制度や補助金についてを重点的に講義した。特に、子どもの学費について重点を置き、各自が将来的に要する費用の試算を行った。	B	継続	-	昨年度までと比較して参加者が増加し、満足度も95%と好評だったため、継続して講座を開催していく。また周知方法については、チラシやポスターを見て応募した方が多かったため、より分かりやすい方法を考えていく。	ひとり親家庭の生活の安定と社会的自立のため、生活や就労に対する不安を解消するための講座を実施する。	男女共同参画課
97	ひとり親家庭の就労に向けた支援の実施	経済的に厳しい状況に置かれることの多いひとり親家庭の母または父に対し、就労に向けた事業を行い、生活安定と社会的自立を支援する。 ①要支援者とともに生活課題の改善に向けた支援計画策定を行う「母子・父子自立支援プログラム策定等事業」により、ハローワーク等と連携し就業相談・就業支援を行う。 ②「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の中で、就職に必要な知識や技能の習得のため、就業講習会等を実施する。 ③就職に向けた資格取得のため「母子家庭等自立支援給付金事業」を実施し、自立に向けた支援を行う。	キャリアコンサルティング技能士2級の資格をもつ就業支援専門員及び、八王子市就労生活相談窓口の専門員が、きめ細やかな就労支援を行った。 ①ハローワーク等と連携した就労支援者。95名(うち「自立支援プログラム策定等事業」54名) ②「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の中で、就職に必要な知識や技能の習得のため、パソコン講習会等を実施した。 ・セミナー8回開催121名参加 ・パソコン講習会14回開催97名参加 ③就職に向けた資格取得のため「母子家庭等自立支援給付金事業」を実施し、自立に向けた支援を行った。 ・高等職業訓練促進給付金支給者 27名 ・自立支援教育訓練給付金支給者 9名 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 0名 (広報はちおうじ・ホームページ・ひとり親家庭のしおりなどで周知を図り、相談はあったが、利用に至らなかったため。)	市の就業支援専門員の支援に加えて、八王子駅北口から徒歩5分の場所に、ひとり親家庭のための八王子市就労生活相談窓口を開設し、相談から就労、定着まで一貫した支援を行った。	B	継続	-	ひとり親家庭の母または父に対し、種々の就労支援事業について更に周知を図ることで利用者を増やし、自立支援を進めていく。 一人ひとりにあったキャリアの形成について助言したうえで、資格取得の支援を行い生活の安定を図る。	経済的に厳しい状況に置かれることの多いひとり親家庭の母または父に対し、就労に向けた事業を行い、生活安定と社会的自立を支援する。 ①要支援者とともに生活課題の改善に向けた支援計画策定を行う「母子・父子自立支援プログラム策定等事業」により、ハローワーク等と連携し就業相談・就業支援を行う。 ②「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の中で、就職に必要な知識や技能の習得のため、就業講習会等を実施する。 ③就職に向けた資格取得のため「母子家庭等自立支援給付金事業」を実施し、自立に向けた支援を行う。	子育て支援課					

番号	めざす姿	重点課題	施策	実施の方向	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課
めざす姿3	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会	7	(12)	㉗	57	ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣	①日常生活を営むのに著しく支障のあるひとり親家庭に対し、ホームヘルパーの派遣を行うことにより、生活の安定を支援する。 ②制度について、広報・ホームページ・メールマガジンでホームヘルプサービスの案内を掲載し周知を強化する。 ③アンケートを実施し、利用者の実態を把握する。 ④利用者を増やす。	①日常生活を営むのに著しく支障のあるひとり親家庭に対し、ホームヘルパーの派遣を行うことにより、生活の安定を支援した。 ・利用世帯:21世帯 ・派遣回数:571回 ②ひとり親家庭ホームヘルパー派遣の制度について、広報・ホームページ・メールマガジンで案内を掲載し周知した。 ③アンケートを実施し利用者の実態を調査した。 ④対象を小学3年生以下の子がいる世帯から小学6年生以下の子がいる世帯に拡充した。	-	B	継続	-	ひとり親家庭の相談の中で、ホームヘルパー派遣の必要性を確認しながら、制度を周知し、利用を促していく。	①日常生活を営むのに著しく支障のあるひとり親家庭に対し、ホームヘルパーの派遣を行うことにより、生活の安定を支援する。 ②制度について、広報・ホームページ・メールマガジンでホームヘルプサービスの案内を掲載し周知を強化する。 ③アンケートを実施し、利用者の実態を把握する。 ④利用者を増やす。	子育て支援課
		7	(12)	㉘	58	介護に関する知識の普及	働く男女が安心して仕事と介護を両立できるよう、介護に関する知識や技術の向上を図り、介護への支援をするため、市内19か所の高齢者あんしん相談センターにて、随時家族介護者教室を継続実施する。(家庭で高齢者を介護していくうえで、役に立つ介護や病気の知識、介護保険や福祉サービスの利用の仕方などが学ぶ。)	高齢者あんしん相談センター運営事業として、家族介護者教室を開催し、意識づくりを進めるとともに、知識や技術の向上を図った。 高齢者あんしん相談センター19か所実施(延べ 260回実施)	高齢者あんしん相談センターを2か所増設した。	B	継続	-	今後も、働く男女が安心して仕事と介護を両立できるよう、高齢者あんしん相談センターにて、随時家族介護者教室を継続実施し、介護に関する知識や技術の向上を図っていく。	高齢者あんしん相談センター運営事業として、家族介護者教室を開催し、意識づくりを進めるとともに、知識や技術の向上を図る。	高齢者福祉課
		7	(12)	㉙	58	介護に関する知識の普及	介護に関する理解を深め、知識や技術の向上を図るために、「はちおうじの介護保険」パンフレットを事務所や高齢者あんしん相談センターなどに設置し、身近な地域で情報を手に入れる体制を整え、介護保険制度の周知を図る。	介護に関する理解を深め、知識や技術の向上を図るために、「はちおうじの介護保険」パンフレットを事務所や高齢者あんしん相談センター(19か所)などに設置し、身近な地域で情報を手に入れる体制を整え、介護保険制度の周知を図った。	引き続き、パンフレット作製時は、イラスト・人物構成等で性別で介護の役割が固定されないよう気をつけ、性別によらない職務分担になるよう努めた。	B	継続	-	介護離職等が問題視される中、介護と仕事を両立していくため、介護サービスが必要となった方が、スムーズに利用することが出来るよう、引き続き介護保険制度の周知を図っていく必要がある。引き続き、「はちおうじの介護保険」パンフレットを事務所や高齢者あんしん相談センターなどに設置し、身近な地域で情報を手に入れる体制を整え、介護保険制度の周知を図る。	介護に関する理解を深め、知識や技術の向上を図るために、「はちおうじの介護保険」パンフレットを事務所や高齢者あんしん相談センターなどに設置し、身近な地域で情報を手に入れる体制を整え、介護保険制度の周知を図る。(事務所 14か所、高齢者あんしん相談センター 19か所(令和2年度新たに2か所開設予定)にて配布)	介護保険課
		7	(12)	㉚	59	高齢者、障害者のためのショートステイ、緊急一時保護の実施	介護者の疾病や冠婚葬祭等、一時的に介護が困難な状況となった場合に、ショートステイや緊急一時保護により、高齢者と家族の生活の安定を図り、介護者の負担を軽減、支援するための環境整備に努める。	①生活支援ショートステイ事業の実施 13件/549日 ②緊急一時保護事業の実施 4件/15日 ③老人福祉法に基づく権限行使(措置) 26件/5,570日	ショートステイや緊急一時保護の実施により、高齢者のいる家族において生活の安定が図られ、介護に携わる家族等の負担が軽減された。	B	継続	-	・高齢者の緊急一時保護事業の実施 ・介護者の疾病や冠婚葬祭等、一時的に介護が困難な状況となった場合の生活支援ショートステイの実施 ・老人福祉法の規定に基づく権限行使による措置としての利用	介護者の疾病や冠婚葬祭等、一時的に介護が困難な状況となった場合に、ショートステイや緊急一時保護により、高齢者と家族の生活の安定を図り、介護者の負担を軽減、支援するため、また法律に基づく措置が行える環境整備に努める。 ・緊急一時保護事業の実施 ・生活支援ショートステイの実施 ・必要に応じた老人福祉法の規定に基づく権限行使による措置	高齢者福祉課
		7	(12)	㉛	59	高齢者、障害者のためのショートステイ、緊急一時保護の実施	認定短期入所や緊急一時家庭保護等により、障害者(児)と家族の生活の安定を図り、介護者の負担を軽減する。	介護者の負担軽減のため、各種サービスを活用した。 ・短期入所 164人(計22,069日) ・認定短期入所 37人(計588日) ・日中一時支援 184人(計30,229時間) ・在宅緊急一時保護 85人(計1,739日) ・島田療育センター緊急一時保護 33人(計63日)	-	B	継続	-	障害者(児)と家族のニーズを積極的に把握し、適切に障害福祉サービス等を提案、活用することで、介護者の負担を軽減するとともに、本人及び家族の生活の安定を図る。	今年度同様、短期入所や緊急一時保護等により、障害者(児)と家族の生活の安定を図り、介護者の負担を軽減する。	障害者福祉課
		7	(12)	㉜	60	自立支援及び介護予防の促進	介護保険の要支援認定者等を対象に平成29年度から実施した、専門職が短期間(3~6カ月程度)で集中的に行う通所型の介護予防サービスの新たな実施方法を令和2年(2020年度)に向けて検討する。 また、医療機関、柔道整復師会、スポーツクラブによる一般介護予防の教室を実施する。	高齢者の自立支援を目的とした通所型介護予防サービスを構築した。(R2年度サービス提供開始) また、医療機関、柔道整復師会、スポーツクラブによる一般介護予防の教室を開催した。(延べ344回、3,235人参加)	高齢者の自立した生活及びその定着を支援するための新たな介護予防サービスを構築(通所型短期集中予防サービス)し、自立支援の基盤を強化した。	B	見直し(改善)	自立支援及び介護予防事業の推進を図るため。	多様化する生活課題とニーズに対応するため、介護予防活動の充実と定着を目的とした取り組みを強化する。(セルフマネジメントの推進)	・通所型短期集中予防サービスによる自立支援の促進 ・一般介護予防事業の充実 ・高齢者の社会参加を促進する多様な主体との連携事業推進(民間企業や大学も含めた社会資源の充実) ・外部専門機関の協力による介護予防事業の評価	高齢者いきいき課
		7	(12)	㉝	60	自立支援及び介護予防の促進	高齢者が要介護状態とならず自立した生活が送れるよう、介護予防の意識づくりを進めると共に、健康を維持するための支援を行うために、市内1719か所の高齢者あんしん相談センターで、介護予防教室を継続実施する。(高齢者の方々が、寝たきりにならず自宅でいつまでも元気で暮らせるための教室で、体操や音楽、レクリエーションなどのプログラムを行う。)	高齢者あんしん相談センター運営事業として、介護予防教室を開催し、意識作りを進めるとともに、知識や技術の向上を図った。 高齢者あんしん相談センター19箇所実施(延べ 1,180回実施)	高齢者あんしん相談センターを2か所増設した。	B	継続	-	今後も、高齢者が要介護状態とならず自立した生活が送れるよう、介護予防の意識づくりを進めるとともに、高齢者あんしん相談センターにて介護予防教室を継続実施し、高齢者が健康を維持するための支援を行っていく。	高齢者あんしん相談センター運営事業として、介護予防教室を開催し、意識作りを進めるとともに、知識や技術の向上を図る。	高齢者福祉課

番号	めざす姿	重点課題	施策	実施の方向	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課	
...	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会	7	(12)	㊸	60	自立支援及び介護予防の促進	要介護・要支援者にならず、健康的な生活を送るための意識啓発を図る。 ①フレイル予防や要介護・要支援状態にならないための運動等を実践する介護予防教室を実施する。 ②高齢期の健康づくりに関する情報提供の場として講座、講演会を実施する ③「八王子けんこう体操」及びその体操を収録したDVDの活用を行う ④健康づくりサポーターへのフォローアップを実施し、地域での健康づくりの取り組みを推進する  ※フレイル:老化に伴う種々の機能低下(予備能力の低下)を基盤とし、多様に出現する機能障害に対する脆弱性が増加している状態	①要介護・要支援状態にならないように、介護予防教室を実施した。145回、利用者数3,027人 ②高齢期の健康づくりに関する情報提供の場として、講座・講演会等を実施した。28回、利用者数1,041人 ③市民や地域サロン等に対して、「八王子けんこう体操」のDVDの配布や貸出を行った。配布数:603 貸し出し数:433 ④健康づくりサポーターのスキルアップのため、フォローアップ講座を行った。15回、利用者数328人	フレイルの概念を市民に広く伝えるとともに、介護予防の観点からも運動・栄養・口腔・社会面などの4つの要素を、外部講師を含めながら所内専門職種(保健師・栄養士・歯科衛生士)で生活に根差した内容でアプローチをかけることができた。	B	継続	-	要介護・要支援者にならず、健康的な生活を送るための意識啓発を図る。	要介護・要支援者にならず、健康的な生活を送るための意識啓発を図る。 ①フレイル予防や要介護・要支援状態にならないための運動等を実践する介護予防教室を実施する。 ②高齢期の健康づくりに関する情報提供の場として講座、講演会を実施する。 ③「八王子けんこう体操」及びその体操を収録したDVDの活用を行う。 ④健康づくりサポーターへのフォローアップを実施し、地域での健康づくりの取り組みを推進する。	保健福祉センター(大横、東浅川、南大沢)	
...		7	(12)	㊸	61	就労支援のための講座等の実施と情報提供	出産・子育て、介護等のために離職した女性向けに講座の実施と情報提供を行うことにより再就職につながる知識の習得や意識向上を図る。	講座「女性再就職サポートプログラムin八王子第1回 再就職/パソコンスキルアップコース」外6講座 参加者326名	ハローワーク八王子や東京しごとセンター多摩と連携し、再就職につながる講座の実施や情報提供を行った。	B	継続	-	女性に対する就労支援を充実するため、今後も継続して講座の実施及び情報提供を行っていく。講座においては、エクセルやワードなどの実習を行い、実用的な技術の習得を目指していく。	出産・子育て、介護等のために離職した女性向けに講座の実施と情報提供を行うことにより再就職につながる知識の習得や意識向上を図る。	男女共同参画課	
...		7	(12)	㊸	61	就労支援のための講座等の実施と情報提供	ハローワーク八王子(八王子しごと情報館マザーズコーナー)との共催により、出産・育児・介護等のために離職した方や、仕事と家庭の両立をめざす方に対し、就業に関する知識の習得支援や、就職に結びつく支援を行う。  ①パートタイムセミナー ②パソコン講習会 ③就職面接会	①パートタイムセミナー 3回、参加者130名、託児利用9名 ②パソコン講習会 1回(全3日)、募集10名、参加9名、託児利用6名 ③就職面接会 1回、企業5社、求職者30名、採用8名、託児利用6名	-	B	継続	-	今後も、求職者と企業両者のニーズに合うマッチングイベントを継続的に実施する。	新型コロナウイルス感染症の状況によるが、ハローワーク八王子(八王子しごと情報館マザーズコーナー)との共催により、出産・育児・介護等のために離職した方や、仕事と家庭の両立をめざす方に対し、就業に関する知識の習得支援や就職に結びつく支援を行う。 ①パートタイムセミナー ②パソコン講習会 ③就職面接会	産業政策課	
...		めざす姿3	7	(12)	㊸	62	女性の起業への支援	多様な働き方の一つである起業をめざす女性を支援するため、起業に役立つ知識習得や情報提供を行う講座を実施する。	講座「女性のための小さな起業セミナー」参加者のべ56名	講座ではグループワークを多く取り入れ、受講者同士の交流・情報提供を促進した。	B	継続	-	女性の起業を支援するため、今後も継続して講座を実施する。なお、さらなる支援として、講座参加者に対して自主活動グループの結成を促し、ネットワークづくりを図る。	多様な働き方の一つである起業をめざす女性を支援するため、起業に役立つ知識習得や情報提供を行う講座を実施する。	男女共同参画課
...		7	(12)	㊸	62	女性の起業への支援	創業を担当している企業支援課と連携して、起業を目指している女性に対して、低利融資のあっせんを行い、融資に伴う信用保証料の補助、利子補給を行う。	創業支援資金融資案件数74件中、女性創業者が10件(信用保証料の補助10件、利子補給10件)	-	B	継続	-	引き続き、創業を担当している企業支援課と連携し、女性の起業を支援する。	創業を担当している企業支援課と連携して、起業を目指している女性に対して、低利融資のあっせんを行い、融資に伴う信用保証料の補助、利子補給を行う。	産業政策課	
...		7	(12)	㊸	62	女性の起業への支援	創業塾等により、起業をめざす女性に対する支援を行う。 ①創業支援全般の取り組みとして、市・商工会議所・サイバーシルクロード八王子・多摩信用金庫・日本政策金融公庫が共同で、各々の創業支援メニューをワンストップで提供する「起業家応援プロジェクト八王子」を運営。その事業の一環として「八王子創業スクール」を昨年度に引き続き実施する予定。 ②参加対象を創業(プチ創業)へ向けて一歩踏み出そうとしている未創業の女性のみ絞った「女性のための創業セミナー」を実施する予定。	①八王子創業スクール 開催時期:8月~9月 参加者:9名 うち女性4名 ②女性のための創業セミナー 2回開催 ・第1回 開催時期:4月~6月 参加者9名 ・第2回 開催時期:1月~2月 参加者13名	いずれの創業セミナーも、2018年度は平日に実施していたが、より多くの方が参加いただくことを目的に、2019年度の八王子創業スクール、1月開催の女性のための創業セミナーは、土曜日の午前中に開催した。	B	継続	-	八王子創業スクールにおいては、女性の参加が半数を下回った一方で、女性のための創業セミナーにおいては、2018年度に引き続き定員を超える申込があったため、女性の起業に対する関心が高いことが伺えたことから、今後も女性を対象とした起業支援を継続し、多様な働き方の促進を図る。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、2020年度における八王子創業スクール及び女性のための創業セミナーの実施は、未定である。	企業支援課	
...		7	(12)	㊸	63	八王子しごと情報館での情報提供と就労支援	子育て中の女性が八王子しごと情報館で求職活動をする際に、「ほっとタイムサービス」内での託児を行い、安心して求職活動できるように支援する。	子育て中の女性で八王子しごと情報館で求職活動をする際に「ほっとタイムサービス」を利用した人数のべ28名	-	B	継続	-	子育て中の女性がより安心して求職活動ができるよう、「ほっとタイムサービス」の周知を図りながら、八王子しごと情報館で求職活動をする女性の託児を継続して行っていく。	子育て中の女性が八王子しごと情報館で求職活動をする際に、「ほっとタイムサービス」内での託児を行い、安心して求職活動できるように支援する。	男女共同参画課	
...	7	(12)	㊸	63	八王子しごと情報館での情報提供と就労支援	市ホームページや女性の集まる場所において、八王子しごと情報館のマザーズコーナーを周知し、利用促進を図る。	各種イベント開催時や市HP等を活用して、マザーズコーナーの周知を図るとともに、マザーズコーナー利用者に対し、ハローワーク八王子との協働により就職支援を行った。	-	B	継続	-	子育て中の方の就職を支援するため、継続してマザーズコーナーの利用促進を図っていく。	市ホームページや女性の集まる場所において、八王子しごと情報館のマザーズコーナーを周知し、利用促進を図る。	産業政策課		

番号	めざす姿	重点課題	施策	施策の方向	取組番号	取組名	取組内容	取組実績・効果	昨年度からの変更点・工夫点	所管課自己評価	今後の方向性	理由	今後の展開	次年度の取組予定	所管課
...	が仕事と生活の両立が安心できる社会	7	(12)	⑩	64	女性の就業継続やキャリア形成の促進への支援	八王子学園都市大学「いちよう塾」において、女性の就業支援やキャリア形成を促進するための講座を提供する。 そのために、大学コンソーシアム八王子加盟校に講座提供を依頼するとともに、各加盟校に受講者にわかりやすいタイトル付けの依頼を行うなど、受講者数の確保に向けた取り組みを行う。	八王子学園都市大学「いちよう塾」において、ITに関する講座や語学に関する講座など、女性の就業支援やキャリア形成を促進するための講座を実施した。 《例》 情報・コンピュータ分野：7講座開講／308講座 教育・心理・言語・コミュニケーション分野：34講座開講／308講座	-	B	継続	-	大学コンソーシアム八王子加盟校に対する八王子学園都市大学「いちよう塾」への科目提供依頼において、今後も女性の就業支援やキャリア形成を促進するための講座の提供を依頼していく。 併せて、各加盟校に受講者にわかりやすいタイトルを付すよう依頼し、受講者の拡大につなげていく。	八王子学園都市大学「いちよう塾」において、女性の就業支援やキャリア形成を促進するための講座を提供する。 そのために、大学コンソーシアム八王子加盟校に講座提供を依頼するとともに、各加盟校に受講者にわかりやすいタイトル付けの依頼を行うなど、受講者数の確保に向けた取り組みを行う。	学園都市文化課
...	めざす姿3	7	(12)	⑩	64	女性の就業継続やキャリア形成の促進への支援	働いている女性向けにスキルの向上やキャリア形成を促すための講座の実施と情報提供を行うことにより、今後も働き続けたいというモチベーションの向上を図る。	講座「女性のためのキャリアアップ講座～なりた自分へステップアップ！～」参加者7名	就労している女性が参加しやすい平日の夜間に講座の開催日を設定した。	B	継続	-	キャリア形成だけでなく、就業継続のためのスキルアップを図る講座を継続して実施する。また、就労している女性に直接情報が届くよう、関係所管と連携して市内企業に周知を行う。	働いている女性向けにスキルの向上やキャリア形成を促すための講座の実施と情報提供を行うことにより、今後も働き続けたいというモチベーションの向上を図る。	男女共同参画課
...	めざす姿4	7	(12)	⑩	64	女性の就業継続やキャリア形成の促進への支援	①東京都労働相談情報センターとの共催により労働法制等に関するセミナーを実施する。 ②市ホームページや各種チラシ等を通じ、女性の就業継続やキャリア形成に役立つセミナーや各種イベント情報の周知を図る。	①労働者を対象に、最新の労働法制やハラスメントなどに関するセミナーを実施した。(2回、参加者130名) ②随時情報提供を行った。	-	B	継続	-	女性の就業継続・キャリア形成に関し、継続的に情報提供を図りながら、労働法制に関しても、法改正・制度改正に合わせ、常に最新の情報を労働者に提供していく。	①東京都労働相談情報センターとの共催により労働法制等に関するセミナーを実施する。 ②市ホームページや各種チラシ等を通じ、女性の就業継続やキャリア形成に役立つセミナーや各種イベント情報の周知を図る。	産業政策課